

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター

製造物責任（PL）に拘わる

国内外の法規制と保険サービスに関する調査

報告書

令和2年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

本資料は、国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センターからの委託により、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が調査を行った結果をまとめたものです。

本資料においては、調査によって得られた情報に関して考察を加えていますが、あくまで限定された視点に基づく一考察であり、必ずしも国、国立研究開発法人科学技術振興機構、社会技術研究開発センターおよび委託先の公式見解を示すものではありません。

また、本資料の掲載情報を利用して受けた一切の損害について、国、国立研究開発法人科学技術振興機構、社会技術研究開発センターおよび委託先は何ら責任を負うものではありません。

## 目次

<b>第1章 調査目的と概要</b> .....	<b>1</b>
1. 調査目的 .....	1
2. 調査概要 .....	2
<b>第2章 PL法に関する各国の現状と今後の動向</b> .....	<b>3</b>
1. 調査方法 .....	3
2. 各国 PL法.....	4
2-1 PL法制定の年代.....	4
2-2 日本 .....	5
2-3 米国 .....	12
2-4 英国 .....	16
2-5 韓国 .....	21
2-6 各国法の比較 .....	24
3. デジタルファブリケーションの製造物責任法上の責任に関する考察.....	26
3-1 デジタルファブリケーションの特徴.....	26
3-2 デジタルファブリケーターが製造物責任上の減免を受けられ得るか .....	26
3-3 留意点と残存論点.....	29
<b>第3章 PL保険に関する各国の現状と今後の動向</b> .....	<b>31</b>
1. 調査方法 .....	31
2. PL保険とは? .....	32
3. 各国の PL保険.....	34
3-1 各国 PL保険の比較 .....	34
3-2 日本.....	34
3-3 米国 .....	42
3-4 英国 .....	44
3-5 韓国.....	46
4. デジタルファブリケーター・プロシューマに親和性のある保険商品.....	48
4-1 単なる消費者でなく、企業でもない新たな生活者 .....	48
4-2 隙間を埋める新たな PL保険.....	48
5. PL保険まとめ.....	49
5-1 日本 .....	49
5-2 海外 .....	50
5-3 まとめ .....	51
<b>第4章 まとめ</b> .....	<b>52</b>
<b>おわりに</b> .....	<b>54</b>
<b>Appendix</b> .....	<b>55</b>

## 第1章 調査目的と概要

### 1. 調査目的

本業務は、国立研究開発法人科学技術振興機構の社会技術研究開発センターが、研究者、NPO、企業、行政関係等と人的ネットワークを形成しつつ進めている「社会技術研究開発」において、既に普及し始めている 3D プリンタなどデジタルファブリケーション技術に関する ELSI（Ethical, Legal and Social Issues：倫理的・法的・社会的課題）の議論を展開していくための基礎調査を目的とする。具体的には、製造物責任法（以下「PL 法」という。）や民法を中心とする国内の法規制と、国外における同様の法規制、更にこれらの法規制に拘わる製造者側のリスク担保のため提供されている生産物賠償責任保険（以下「PL 保険」という。）に関する国内外の現状と動向を把握し、今後顕在化していくと思われる諸論点の抽出と ELSI の検討に資する調査・レポートを行うことである。

## 2. 調査概要

近年 3D プリンタやレーザーカッター等のデジタルファブリケーション機器の小型化・高性能化・低価格化が進展し、製造業者だけでなく市民層がものづくりに参画できるようになりつつある。一方、製造業の市場においては消費者のニーズが多様化しており、大量生産・大量消費のモデルでは、本当に欲しい商品・サービスが提供できない状況となっている。そこで製造業者だけでなく、市民層である各個人が製造者兼消費者（以下「プロシューマ」という。）としてデジタルファブリケーション技術を活用しながらものづくりを行い、インターネットを介して 3D データや製造物を流通させることで、上記ニーズに対応しようとする活動がある。従来製造業者は PL 保険に加入し、リコールなどの PL リスクを担保していたが、市民層から見ると以下のような状況と考えられる。

- ・ そもそも PL・PL 法・PL 保険に関する知識が少ない。
- ・ PL 保険加入の必要性を認識しておらず、また、加入できるかどうか、加入の方法を知らない。

以上の状況より、市民層が安全でない製造物を普及させてしまう、逆に PL リスクを意識するあまりデジタルファブリケーション技術の活用が抑制される、といった懸念もある。これを解消するには、PL 法や PL 保険に拘わる仕組の再検討や、関連するステークホルダー（製造者、製造業者、消費者、消費者庁ほか）の間での議論が必要と考えられ、これに資する知見を収集することとした。

知見収集にあたっては日本だけでなく、デジタルファブリケーションへの取組や PL 法・PL 保険の先進国の調査が必要と考え、以下 3 つの国を選定した。選定した国と理由は以下のとおりである。

- ・ 米国：3D Systems 社や Stratasys 社など 3D プリンタメーカーが市場を開拓、また、訴訟大国であり、PL 法と PL 保険についての論点が明確だと想定されるため
- ・ 英国：損害保険が誕生した国であり、現在でも保険先進国であるため
- ・ 韓国：2015 年に三次元印刷産業振興法が施行され、PL 法や PL 保険への影響の把握が期待できるため

本稿においては、調査によって得られた情報に関して考察を加えているが、あくまで限定された視点に基づく考察であることにご注意されたい。

## 第2章 PL法に関する各国の現状と今後の動向

### 1. 調査方法

本調査では、各国の法令、最高裁判所判例、下級審判例、行政通知、行政庁による逐条解説、および、行政庁の発行するガイドブックを中心に収集し、補助的に立法経緯を示した文書、書籍、論文等を探索・収集した。特に重要な情報源を以下に示す。

表 1 主な情報源（法律）

国名	情報源名（発行年）	制定者/著者/情報管理者
日本	製造物責任法	国会
	裁判例情報	最高裁判所
	製造物責任(PL)法の逐条解説	消費者庁消費者安全課
	逐条解説 製造物責任法〔第2版〕 (書籍; 2018年)	
米国	第2次不法行為リステイメント (書籍; 1964年)	アメリカ法律協会 (American Law Institute)
	第3次不法行為リステイメント製造物責任法 (書籍; 1997年)	
	Lexis Advance® (判例データベース)	レクシスネクシス社
英国	製造物責任指令 85/374/EEC (1985年)	欧州委員会
	製造物責任指令の改正 1999/34/EC (1999年)	
	英国法 Consumer Protection Act 1987	英国国会
	Guide to the Consumer Protection Act 1987 Product Liability and Safety Provisions (電子ガイドブック; 2001年)	Department of Trade and Industry
	Evaluation of Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (報告書; 2018年)	欧州委員会
	英国議会議事録アーカイブ	英国議会
韓国	製造物責任法	韓国国会
	三次元印刷産業振興法	韓国国会
	総合法律情報	韓国最高裁判所
	事例として調べる製造物責任法 (電子ガイドブック; 2010年)	韓国消費者院

注：他国の情報源名称や制定者/著者/情報管理者の一部は弊社にて翻訳したもの。

また、ウェブサイトの内容は2020年3月1日時点のもの。

## 2. 各国 PL 法

### 2-1 PL 法制定の年代

製造物責任は、工業的な大量生産・大量消費という形態が一般的になったことを背景として発展してきた法理<sup>1</sup>によって制定または運用されてきたものである。通常、民法が不法行為や瑕疵担保責任に対しての責任を定めているのに対し、製造物責任法は製造物の欠陥に焦点を当て、製造業者等が欠陥責任を負うものである。通常、民法では加害者の故意・過失が証明された場合に、賠償責任を負うのに対し、製造物責任法を適用する場合には製造物に欠陥があった場合に賠償責任を負うため「欠陥責任」と呼ばれる。製造者に対して、通常的不法行為よりも厳しい責任と認識されており、米国では厳格責任（Strict liability）と呼ばれる。また、電気用品安全法などと異なり、特定の製品の安全性に焦点を当てた法律ではなく販売される製品全般を対象としている点も特徴的である（除外品目は後述する）。

発祥は米国であり、少なくとも 1964 年までに存在にいたっている。米国では製造物責任法は州法としては存在するものの、連邦法としては存在せず、各州の判例の積み重ねの結果として連邦法に近い概念が存在していた。米国全体の製造物責任（法）が条文形式で認識されるようになったのは、1964 年にアメリカ法律協会（American Law Institute）によって発行された第 2 次不法行為リステイトメントの第 402A 条の記載に拠ってである<sup>2</sup>。リステイトメントとは、各州の膨大な判例を分析し、平均値と思われる内容を条文形式で記載したものである。法的拘束力はないが、専門家間で高い権威と信頼を得ている<sup>3</sup>。

その後、米国以外で製造物責任法に相当するものとしては 1985 年に欧州連合にて欧州指令 85/374/EEC が成立し<sup>4</sup>、指令に従って加盟国が国内法を制定している。英国では 1987 年に Consumer Protection Act 1987 の一部（Part I）として成立している<sup>5</sup>。

日本では 1994 年<sup>6</sup>、韓国では 2000 年<sup>7</sup>に製造物責任法が成立している。その他、本調査に関連がある法令としては、韓国で 2015 年に三次元印刷産業振興法が成立し、製造物責任法の特別法としての位置づけをもつ第 17 条が含まれている<sup>8</sup>。以下に主な法令が最初に成立した年を表にて示す。

---

<sup>1</sup> 製造物責任(PL)法の逐条解説（消費者庁ウェブサイト；2020年3月1日閲覧）

<sup>2</sup> Restatement of Torts, Second (The American Law Institute)

<sup>3</sup> 米国第 3 次不法行為法リステイトメント 製造物責任法（アメリカ法律協会（編）森嶋昭夫監・山口正久（訳））

<sup>4</sup> Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products

<sup>5</sup> Consumer Protection Act 1987

<sup>6</sup> 製造物責任法

<sup>7</sup> 제조물 책임법（製造物責任法）

<sup>8</sup> 삼차원프린팅산업 진흥법（三次元印刷産業振興法）

表 2 主な法令の成立年

国名	法律名	成立年	備考
日本	製造物責任法	1994 年	
米国	第 2 次不法行為 リステイトメント 402A 条	1964 年	正式には法律ではない
英国	Council Directive 85/374/EEC	1985 年	EU 指令である。加盟国は、各国で法制化する義務がある
	Consumer Protection Act 1987 Part I	1987 年	
韓国	製造物責任法	2000 年	
	三次元印刷産業振興法	2015 年	主に 3D プリンティングサービス事業者等に対する法律である

## 2-2 日本

日本の製造物責任法は 1994 年に制定された法律であり、6 つの条文より構成される。民法に対する特別法である。製造物の欠陥による被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を目的としている（法第 1 条）。なお、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）」により改正法が令和 2 年 4 月 1 日に施行される予定である<sup>9</sup>。改正は損害賠償の請求権の消滅時期を定めた第 5 条の部分のみに限定されているため、本調査の趣旨に鑑みここでは触れない。

以下に、対象品、責任主体、欠陥の定義・類型、賠償責任範囲、免責事由の順に概説する。

製造物責任の対象物は第 2 条に規定されており「製造又は加工された動産」と定義されている。詳細は法解釈に依存しており、消費者庁による逐条解説（以下、「逐条解説」）では電気等の無形エネルギー、ソフトウェアおよび未加工の農林畜水産物は除外されると解されている<sup>1</sup>。

責任主体つまり、製造物に欠陥があった場合に欠陥責任を問われ得る者の条件については、第 2 条第 3 項に「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」と規定されている。「業として」との文言が含まれ、消費者庁による逐条解説ではこの点について、同種の行為が反復継続して行われることであり営利性は問わないと解されている。また、「業として」の解釈が争われた判例が 1 例（東京地裁判例<sup>10</sup>及びそれを指示した東京高裁判例<sup>11</sup>）のみ存在し、「業として」とは製造物の製造、加工又は輸入を反復継続して行われることであり事業形態や経営規模については特段の制約を設けていないと解している<sup>10</sup>。

欠陥の定義は、第 2 条第 2 項に「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。」と規定され、逐条解説において 3 類型に分類されている。3 分類は、製造上の欠陥、設計上の欠陥、および指示・警告の欠

<sup>9</sup> 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）

<sup>10</sup> 東京地裁 事件番号：平 13（ワ）12677 号

<sup>11</sup> 東京高裁 事件番号：平 15（ネ）313 号・平 15（ネ）1487 号

陥である。なお、安全性に無関係な品質や性能の瑕疵は含まれない<sup>1)</sup>。また、逐条解説において、当該製造物の特性として考慮される事項として「製造物の表示」、「製造物の効用・有用性」、「価格対効果」、「被害発生の蓋然性とその程度」および「製造物の通常使用機関・耐用期間」が例示されている。

損害賠償の責任が発生する要件は第 3 条に規定されており「欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」と規定されている。

なお、日本では懲罰的損害賠償制度（加害者に制裁を加える目的で、被害者の損害の補填を超える賠償を負わせる制度）は採用されておらず、外国判決により懲罰的損害賠償を命じられた場合に、日本国内で強制執行できるかを争われた例として「外国判決のうち、補償的損害賠償及び訴訟費用に加えて、見せしめと制裁のために被上告会社に対し懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は、我が国の公の秩序に反するから、その効力を有しないものとしなければならない。」との判断がされた最高裁判例がある<sup>12)</sup>。金員（金銭）の支払いを命じた外国判決のうち懲罰的損賠賠償部分は日本国内では効力がない。

免責事由は第 4 条に規定され、いわゆる開発危険の抗弁が第 1 項に、いわゆる部品・原材料メーカーの抗弁が第 2 項に規定されている。下表に概要を示す。

---

<sup>12)</sup> 最高裁判所第二小法廷 事件番号：平成 5(オ)1762 号

表 3 日本の製造物責任法の主要事項

項目	条文/根拠	内容
対象品	第 2 条第 1 項	・ 製造又は加工された動産
	逐条解説	・ ソフトウェア、未加工の農林畜水産は除外 ・ 試供品のように当初から無償で配布することを予定している製造物を含む
責任主体	第 2 条第 3 項	・ 「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」 ・ 一定の条件のもと、製造物に氏名、商号、商標その他の表示した者（詳細は原文を参照のこと）
	逐条解説	・ <u>「業として」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいい、営利性を目的として行われる必要はない</u> ・ 学校、病院等の公益を目的とした行為も含まれる
欠陥の定義・類型	第 2 条第 2 項	・ 通常有すべき安全性を欠いていること
	逐条解説	・ 製造上の欠陥 ・ 設計上の欠陥 ・ 指示・警告の欠陥 ・ 安全性に無関係の品質や性能の瑕疵は対象外
賠償責任	第 3 条	・ 欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる
免責事由	第 4 条	・ 開発危険の抗弁 ・ 部品・原材料メーカーの抗弁

### 日本の製造物責任法におけるデジタルファブリケーターの責任についての考察

本調査では、製造者としてデジタルファブリケーション技術を活用しながらものづくりを行う者（以下、「デジタルファブリケーター」）が責任主体に該当し製造物責任法が適用されるか、または、免責する規定が適用されるかが重要であり、その点を考察する。

日本の製造物責任法においては、免責事由が開発危険の抗弁および部品・原材料メーカーの抗弁しかなく、どちらもデジタルファブリケーションの特徴との関連性が低いため、責任主体への該当性、つまり「業として」製造を行う者に該当するかについて考察する。

デジタルファブリケーターの一部は個人で趣味的に製造する者であり、営利企業や個人事業主とは異なる様態で製造を行う者であることが想定される。また、営利の販売の事業形態をとった場合であっても個人事業主や中小企業が多く含まれ得ると想定される。このようなデジタルファブリケーターが「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」に該当するかを判断する情報を探索した。

上述の定義の解釈が争われた判例としては、前述の判例の 1 例（東京地裁判例<sup>10</sup>及び、それを支持した東京高裁控訴審判例<sup>11</sup>）のみである。個人飲食店が「業として」に該当する

かを争う過程で、「業として」とは反復継続して行われることであり事業形態や経営規模については特段の制約を設けていないとする解釈が裁判所によって示されたものである。理由としては「危険を分散，回避するための措置を予め講じておくことが可能である」こと、および「予め危険を分散する手段の有無という点で、これを持たないのが一般である消費者とは性質を異にしている」ことが挙げられている。逐条解説の根拠について上記判例以外の根拠は特に記載されていない<sup>13</sup>。

判例による情報が限られていたため、次に製造物責任法の成立過程において「業として」の解釈に資する議論の有無を探索した。下表に示す委員会提言が立法過程の議論の資料として見出されたものの「業として」の解釈に資する議論は見出すことができなかった。

なお、逐条解説においては、営利性を必要とせず、公益を目的としている学校や病院でも反復継続して行われる場合は「業として」に当たると解しているものの<sup>14</sup>営利性のない者、公益を目的とする者を意図的に対象に包含したと思われる議論も見受けられなかった。ただし、中小企業については配慮や保険加入などの対策の指導をすべき旨が複数の資料で議論されている<sup>15</sup>。このことから、中小企業については負担が大きいことの認識をしつつ、意図的に責任主体に含めたことが分かる。

---

<sup>13</sup> 逐条解説 製造物責任法〔第2版〕（消費者庁消費者安全課（編））

表 4 日本の製造物責任法の立法過程の議論に関する資料

資料名	関連内容等
衆議院商工委員会 提言 平成 6 年 6 月 15 日 <sup>13</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業への負担や配慮が議論されている</li> <li>・ しかし非営利事業、公益事業に関連した議論や提言はない</li> </ul>
参議院商工委員会 提言 平成 6 年 6 月 22 日 <sup>13</sup>	同上
自民党「経済・物価問題調査会製造物責任制度に関する小委員会」提言 平成 3 年 10 月 8 日 <sup>13</sup>	同上
国民生活審議会消費者政策部会報告 提言 平成 5 年 12 月 <sup>13</sup>	同上
PL 法連立与党プロジェクト 提言 平成 6 年 4 月 4 日 <sup>13</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業、非営利事業、公益事業に関連した議論や提言はない</li> </ul>
論文：「製造物責任法の立法過程—ひとつの審議会行政の軌跡—」 東京経済大学レポジトリ 川口 康裕 <sup>14</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造物責任法の設立当時に深く関わった官僚であり、後の消費者庁次長が著者である</li> <li>・ 「特中小企業等については、更に影響等様々な角度から十分検討する必要がある」との記載がある</li> </ul>
イシガキダイ料理食中毒事件 (平成 13(ワ)12677 損害賠償請求 平成 14 年 12 月 13 日 東京地方裁判所) <sup>10</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「当時、法の施行によって製造業者等が厳格な製造物責任を負うこととなり、製造物の欠陥に起因する損害賠償責任を負担すべき危険が大きくなることが予想されたことから、そのような危険を分散するための制度の必要性が強調され、法の施行までの間に、これに備えた責任保険制度等の普及が図られたことは公知の事実である」との記載がある</li> </ul>

次に、参考情報として他の法令において、「業として」の文言が解釈されている事例を判例および行政通知から探索した。下表に結果を示す。概観すると、反復継続を条件としている点は共通し、他の条件が付加されている場合も散見される。

<sup>14</sup> 製造物責任法の立法過程：ひとつの審議会行政の軌跡（川口康裕）東京経済大学会誌 249 号

表 5 他の法律における「業として」の意味の判断例

法律名	要件等	根拠
貸金業等の取締に関する法律第5条	反覆継続の意思	判例：昭和27(う)921 貸金業等の取締に関する法律違反被告事件 昭和27年5月27日 東京高等裁判所
弁護士法第72条	反復的に又は反復の意思をもって右法律事務の取扱等をし、それが業務性を帯びるにいたつた場合をさす	判例：昭和48(あ)679 弁護士法違反 昭和51年3月23日 最高裁判所第三小法廷
廃棄物処理法14条第4項、第25条	「業として行」うとは、同法の目的等に照らし、反覆継続の意思をもって一定の行為を行うことをい、当該行為者における営利目的の有無、対価受領の有無は問わないと解するのが相当である	判例：平成15(行ウ)34 許可取消処分取消請求事件 平成16年11月29日 仙台地方裁判所
旅館業法 (右記通知以前)	以下の3要件を必要とする。 ・ 不特定多数人を対象とすること ・ 反覆継続の意志をもっていること ・ 対価をとること	行政通知：公衆浴場法等の営業関係法律中の「業として」の解釈について(昭和24年10月17日)(衛発第一〇四八号) (各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知)
旅館業法 (右記通知以後)	反覆継続して行われ而もその行為が社会性をもつておこなわれる場合、これを業として行くと解釈	
旅館業法	年1回(2~3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらない	行政通知：規制改革実施計画への対応について(平成27年7月1日) (厚生労働省健康局生活衛生課事務連絡)

また、表記載の旅館業法にかかる行政通知(公衆浴場法等の営業関係法律中の「業として」の解釈について(昭和二四年一〇月一七日)(衛発第一〇四八号)(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知)では、以下の記載がある。

「これは本来の「業」の意味に対して行政慣例その他によって、三つの制限を附し、狭く解釈して来たものである。(中略)

法務府と打ち合わせの結果これを本来の意味にもどし(中略)

法律上業としてある行為をするという場合その業の本来の意味は、その行為を反覆継続して行うということである。即ち、ある行為を反覆継続して行う場合には、その行為を業として行うということになる。従って、相手方が不特定多数であること、対価を受けること等

は本来の「業」の概念上必要ではない。但し、業として行うという場合には、その行為が社会性をもって行われることが必要であって、単に個人の消費生活上反覆継続して行われるような場合や個人自身の娯楽としてなされる等の場合は含まれない。即ち個人の家庭に浴場を設け、又は個々人の家庭において親類友人等を宿泊させること等は「業として」行うとはいえない。」（引用注：促音表記（小さい「つ」）は現在の表記法に合わせて変更した。）

したがって、「業として」の該当性判断においては反復継続を基本要件とし、まれに行政慣例等の必要性に応じて他の要件を付加または、反復継続への該当性に他の要件（例：自治体からの要請）を付してして判断されているのが実態と思われる。

デジタルファブリケーターは上述のように、趣味的または娯楽として製造する者から中小企業として製造販売する者までをも内包し得る。実際に製造した製造回数（個数）の増加、意図する製造の回数（個数）の増加、および製造物を引き渡す範囲の拡大に伴って、反復継続性が増し、発展の過程で「業として」に該当するようになると思われる。しかし、具体的な回数および他の要件を付加することが妥当であるかは、社会情勢の変化とともに判断または事件ごとに裁判所にて判断され得るものと思われる。

得られた情報を基に業務性と、後述する米英にて論点の1つである営利性を軸として日本における製造者の欠陥責任の責任主体該当性と免責を下図に図示を試みた。業務的とは、日本と韓国においては「業として」に該当すること、米国においては“Casual Sale”に該当しないこと、英国においては“in the course of business”に該当することと定義する（詳細は各国の節を参照されたい）。これらの3つの概念は互いに類似し、営利性や商業性とは異なる概念と思われる。一方、営利性とは多義的な概念であるため、医療行為や慈善活動、趣味的活動等に細分化した。なお、デジタルファブリケーターの一形態として趣味的に製造行為を行う者の存在を想定したことから、趣味的な製造行為を図にプロット可能とするために、便宜上、営利性の軸に趣味目的の製造行為を表中の最下層に配置した。しかし、公益事業や慈善事業と比べて営利性が低いとの主張をするものではない。

日本では、「業として」に該当する場合、製造者は製造物責任法における欠陥責任の対象となる。また、営利性に関連した免責事由はない。

図中、デジタルファブリケーターは主に、個人を行動主体とした2つの領域（赤色破線ボックス）にプロットされると思われる。したがって、一部のデジタルファブリケーターは責任主体に該当し、一部は該当しないと思われる。その境界は、同種の行為が反復継続するか否かであり、他の条件は問わないと思われる。

図1 日本における製造者の欠陥責任の整理図

行動主体	目的	業務的	業務的でない
営利企業	製造販売による収益		
	販促品の無償配布		
個人	経済的利益		
公益性のある法人	医療		
	慈善事業		
個人	趣味		

反復継続性がない場合は責任主体の該当性がない

デジタルファブリケーターがプロットされる領域

「業として」に該当する場合、製造者は製造物責任法における欠陥責任の対象となる。その境界は、同種の行為が反復継続するか否かであり、反復継続性がない場合には、責任主体に該当しない（青破線ボックス）デジタルファブリケーターは2か所にプロットされる（赤破線ボックス）。

### 2-3 米国

各州法では製造物責任法が存在するものの、連邦法としての製造物責任法は存在しない。製造物責任法の条文に近いものとしては、各州の判例の積み上がりを解釈した第2次不法行為リステイトメント（原題：Restatement of Tort Second）の402A条が存在する<sup>2</sup>。製造物責任法の相当する402A条部分は1997年に第3次不法行為リステイトメント製造物責任法（Restatement of the law third Tort Products Liability）によって21条の条文として改訂されて現在にいたっている<sup>15</sup>。

企業の責任制限を狙った連邦責任法の成立が試みられたこともあったが、1996年に当時のクリントン大統領の拒否権発動によって成立していない<sup>3</sup>。

他国との大きな違いは、製造者だけでなく販売者も責任主体とする点である。このため、多くの判例が販売者に対して行われたものであり、また訴訟数も膨大である。

以下に、対象品、責任主体、欠陥の定義・類型、賠償責任範囲、免責事由の順に概説する。

対象品は、第19条に記載されている。基本的には動産（原文：tangible property）が該当し、サービスは該当せず、不動産やエネルギーは限定付きで該当する。

責任主体は、基本的には商業的な場面（原文：Commercial context）での販売者である。製造者ではなく販売者を責任主体の典型例として定義し、製造者は、販売者の一形態として位置付けている点で<sup>15</sup>他の3カ国と対照的である。第2次不法行為リステイトメント402A条でも、業としての販売者（原文：The seller is engaged in the business of selling such a product）と定義されていた。また、歴史的には、業として食品を売るものに対して重い責任が課されていたことに由来すること、大衆は製品を販売した者に対し製品事故が起きた場合の負担を期待する権利を有し、その負担に対応するためのコストは、製造コストとして扱

<sup>15</sup> Restatement of the Law Third. Torts: Products Liability (The American Law Institute)

われるべきであることが記載されている<sup>2</sup>。

第 2 次不法行為リステイトメント 402A 条では、取引の形態が販売に限定される表現であったが、その後、裁判所は厳格製造物責任を売買以外の商業的な取引（リースや寄託など所有権の移転が発生しない取引）まで拡大し、第 3 次不法行為リステイトメント製造物責任法では、責任主体の範囲もリース業者等にまで拡大している<sup>15</sup>。また、第 3 次不法行為リステイトメント製造物責任法は、そのイントロダクションにおいて、当該リステイトメントが商業的（原文：Commercial context）である者に対するリステイトメントであり、非商業的な製品供給業者は当該リステイトメントの範囲外であること、および、過失責任は非商業的な供給者にも適用される旨も記載している。

なお、非商業的な供給者の免責については、製造物責任法の成立に拒否権を発動したクリントン大統領により、1 つの連邦法 “The Federal Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act” が 96 年に成立している<sup>16</sup>。フードバンク事業を行う非営利団体（原文：nonprofit organization for ultimate distribution to needy individuals.） および、そのような団体に寄付を行う者（個人の食料品店、卸売業者、ホテル、モーテル、製造業者、レストラン、仕出し屋、農家、および非営利の食品流通業者または病院を含む個人、企業、パートナーシップ、組織、協会、または政府機関を含む）と農作物収集者（原文：person or gleaner）を食品の状態に起因する民事および掲示責任に対して重過失と故意の場合を除き免責とするものである<sup>16</sup>。

一方、対価を受け取って製品を売る販売者であっても、定常的な営業以外の偶々の販売（Casual Sales<sup>15</sup>、Occasional sales<sup>2</sup>）をした者は責任主体から除外される。たとえば、隣人にジャムなどを売る主婦<sup>2,15</sup>、中古車ディーラーに自身の中古車を売る者<sup>15</sup>、閉店セールで大量のラックを売却した洋服メーカー<sup>17</sup>は除外される。Casual と Occasional に共通する概念は頻度が低く定常的でないことであり、日本における反復継続の概念と責任主体と適用の境界が類似している。

また、主たる業務と関連はあっても、料金を取らずに単に顧客の便宜を図るために、主たる販売物と異なる製造物を提供する者（例：ショッピングカートの無料利用を提供するスーパーマーケット）も対象から除外される<sup>15</sup>。なお、無償であっても販売促進目的で配られる無料サンプル（原文：giveaways）を配る者は責任主体に含まれる<sup>15</sup>。

メーカーだけでなく、販売者も責任主体とする米国においては、病院も訴訟の対象となってきたが、患者の治療中、医療器具を用いる医師も除外される<sup>15</sup>。

賠償責任の対象となる被害は、原告の身体の被害、欠陥製品による他人の被害による間接被害（例：医療機器の欠陥によって棄損した歯科医師の名声と経済的損失）、欠陥製品自体が含まれる<sup>15</sup>。なお、米国では懲罰的損害賠償制度が存在することが有名であるが、第 3 条不法行為リステイトメント製造物責任法の中には記載は見つけられなかった。

---

<sup>16</sup> 42 U.S.C. 1791 - Bill Emerson Good Samaritan Food Donation Act

<sup>17</sup> ミネソタ州 上訴審 95 年 Morris by Morris v Goodwill indus.

欠陥の定義は第 2 条に規定されている。製造上の欠陥、設計上の欠陥および指示警告の欠陥に類型されている。順に、意図された設計から逸脱していること、合理的な代替設計により製品の被害について予見可能なリスクの低減・回避できたはずであること、および、合理的な指示警告により予見可能予見可能なリスクの低減・回避できたはずであることと定義されている。

免責事由としては、第 5 条に部品・原材料メーカーの抗弁が規定されている<sup>15</sup>。部品業者は、設計中の当該部品の組み込みに大幅に関わっており、部品が欠陥に原因であり、かつ、その欠陥が被害を引き起こした場合に責任を負うことが記載されている<sup>15</sup>。

一方、開発危険の抗弁は、欠陥の種類における予見不可能な危険の説明の記述の一部として記載されている（第 2 条）。予見することが期待される合理的な使用の下におかれた場合に限り責任を負い、製品の販売者は考え得るすべての使用と濫用を予見して対策を取ることを要求されていないとも記載されている。下表に米国の製造物責任法の概要を示す。

表 6 米国第 3 次不法行為リステイトメントの主要事項

項目	条文/根拠	内容
対象品	第 19 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用もしくは消費のために商業的に配給される有体財産</li> <li>・ 不動産及び電気：リステイトメントのルール適用するのが適切である場合は対象</li> <li>・ 役務（Service）、人間の血液及び人体組織は除外</li> </ul>
責任主体	第 20 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業的な販売者（メーカー、卸、小売りを含み限らない）またはディストリビューター</li> <li>・ 賃貸人、寄託人、営業促進のために製品を提供する者</li> </ul>
	第 8 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新品と同程度の安全性を期待させた製造物を販売した中古品販売業者（意識につき詳細は原文を参照のこと）</li> </ul>
	第 20 条 コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業的な販売促進の場面で製品を無料で配った者</li> <li>・ 業務と関連はあるが、主たる業務とは違う目的で料金を取らずに顧客の便宜を図るための者に対する提供者（例：ショッピングカートの無料利用を提供するスーパーマーケット）は除外</li> <li>・ 患者の治療中、医療器具を用いる医師は除外 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ （訳注：文脈からその製品の製造者ではない）</li> </ul> </li> </ul>
	第 1 条 コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定常的な営業以外の偶々の販売 (Casual Sales) をした者は除外（例：隣人に食品を販売する者、他人に自身が使用していた車を売る者）</li> </ul>
欠陥の定義・類型	第 2 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造上の欠陥</li> <li>・ 設計上の欠陥</li> <li>・ 指示・警告の欠陥</li> </ul>
賠償責任	第 1 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠陥製品を販売もしくは供給する者は、その欠陥によって引き起こされた身体または財産上の被害について責任を負う</li> </ul>
免責事由	第 5 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部品・原材料メーカーの抗弁原告</li> </ul>
	第 17 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原告（利用者）の不注意による過失相殺</li> </ul>

### 米国の製造物責任法におけるデジタルファブリケーター責任について

米国においては商業的な製造者および販売者のみが製造物責任法の責任主体となる<sup>15</sup>。非商業的な供給者は欠陥責任の対象ではなく、また対価を得て製品を売る場合でも、偶々の販売の場合には欠陥責任の対象とならない<sup>15</sup>。

得られた情報を基に、日本と同様に事業性と営利性を軸として、製造者の責任主体該当性と免責事由の該当性を下図に図示を試みた（他国との比較のため製造者でない販売者は図示化の考慮対象から除外した）。そもそも、非商業的な活動は製造物責任法を規定した第 3 次不法行為リステイトメント製造物責任法の対象外である<sup>15</sup>。また、慈善活動のうち一部の行為は連邦法により、重過失または故意を除き民事責任、刑事責任から免責される<sup>16</sup>。さら

に、日本における「業として」の該非に類似した境界概念として Casual Sales の該非があり、該当する場合には責任主体の対象ではない<sup>15</sup>。病院は、ほとんどの州で販売者としてみなされていない<sup>15</sup>。ただし、本調査では、製造者である病院について言及した記載や判例は見つけることができなかつたため曖昧さが残る点に留意されたい。

デジタルファブリケーターについて米国では偶々の販売（Casual Sales、Occasional Sales）であるか、または非商業的な供給と認められる場合には、製造物責任法の対象とならないと思われる。なお、デジタルファブリケーターの米国における製造物責任法の責任主体の該当性を論じた論文も存在し、多くデジタルファブリケーターは趣味的な製造者であり、そのような製造者は偶々の販売（Casual Sales、Occasional sales）にほとんどが該当するため、多くのデジタルファブリケーターは製造物責任法の責任主体の対象外である考察している<sup>18</sup>。

図2 米国における製造者の欠陥責任の整理図

行動主体	目的	業務的	業務的でない
営利企業	製造販売による収益		
	販促品の無償配布		
個人	経済的利益		
公益性のある法人	医療		
	慈善事業		
個人	趣味		

Casual Salesによる責任主体対象外

デジタルファブリケーターがプロットされる領域

病院は販売者とみなされない

製造物責任法対象外 一部は重過失以外免責

Casual Sales に該当する場合には、責任主体の対象ではない（縦長の青破線ボックス）。病院は販売者とみなされない（横長の青破線ボックスのうち上のもの）。慈善事業、趣味の活動については非商業性であるため対象外と思われる（横長の破線ボックスのうち下のもの）。デジタルファブリケーターは日本と同様に2つの領域にプロットされる。（赤破線ボックス）

## 2-4 英国

英国の製造物責任法は 1987 年に制定された国内法である Consumer Protection Act 1987 の一部である Part I として存在する<sup>5</sup>。なお、Part II は製品安全のための政府権限をさだめた条文である<sup>5</sup>。EU 指令 85/374/EEC に従う形で立法されたものである<sup>4</sup>。欧州指令と各国法は矛盾が許されず、製造物責任法における各国の立法の自由度は指令第 15 条に規定された開発危険の抗弁の採否、および、第 16 条に規定された賠償金額の上限設定に限

<sup>18</sup> 3D Printing and Product Liability: Identifying the Obstacles. (Nora Freeman Engstrom) University of Pennsylvania Law Review Online, Vol. 162, No. 35, 2013.

定されている。英国は、開発危険の抗弁を採用し、賠償金額の上限は設けていない<sup>5</sup>。なお、英国の EU 離脱が成立したものの Consumer Protection Act 1987 は国内法であるため改正されるまでは、EU 全体と英国は同様の製造物責任法の体系が適用されるものと思われる<sup>19</sup>。

EU 指令 85/374/EEC が EU 指令という拘束性の高いものとして制定された背景には、欧州の市場統一に向けて、域内の企業間の競争の公平さを保つために、製造物責任に対応するための企業のコストの統一を意図したものであることが、EU 指令自体の前文にも記載されている<sup>4</sup>。

1985 年の EU 指令成立時は、製造物責任の対象となる製品から一次農産物と狩猟物（原文：game。玩具の一種であるゲームとも訳し得る単語であるが、農産物と並列して議論されている点、および、ドイツ語該当部分が “Jagderzeugnisse” フランス語該当部分が “produits de la chasse” であり<sup>4</sup>、Jagd、chasse はいずれも狩猟を意味することから狩猟物と訳した。）を除外する規定があり、その採否は第 15 条に規定された各国裁量とされていた<sup>4</sup>。しかし、90 年代に問題となった狂牛病に端を発し、99 年に EU 指令 1999/34/EC によって EU 指令 85/374/EEC が改正され、一次農産物と狩猟物の除外規定は削除されている<sup>20</sup>。英国の Consumer Protection Act 1987 も改正され、一次農産物と狩猟物の除外規定も削除されている<sup>21</sup>。

以下に、対象品、責任主体、欠陥の定義・類型、賠償責任範囲、免責事由の順に概説する。対象品はすべての動産（EU 指令：movable 英国法：any goods）であり、無体物である電気も含む。99 年以前は一次農産物と狩猟物の除外が各国裁量で認められており<sup>4</sup>、英国は採用していた<sup>5</sup>。

責任主体は、原則的には製造者、輸入者、および商標等により製造者である表示した者である。被害が発生し、製造者を特定する必要がある場合に、合理的な期間内に生産者を特定できない場合には供給者も責任主体となる<sup>4,5</sup>。

欠陥の定義としては、一般の人が正当に期待する安全性を満たさない場合（EU 指令：it does not provide the safety which a person is entitled to expect, taking all circumstances 英国法：if the safety of the product is not such as persons generally are entitled to expect）と規定されている<sup>4,5</sup>。賠償責任は、EU 指令では、製造者は欠陥製品によってひきおこされた被害に対して責任を負うと規定されている<sup>4</sup>。英国法では、責任を負う者を条文のサブセクション(2)に該当する者と引用形式にて規定している<sup>5</sup>。なお、EU 指令 85/374/EEC、1999/34/EC、英国 Consumer Protection Act 1987 のどちらにも懲罰的損害賠償を定めた項目はない。

免責事由については EU 指令と英国法で表現や記載順序が若干異なるものの、下表の矛盾しない 6 項目が規定されている<sup>4,5</sup>。前述の日米及び後述の韓国においては、業としての

<sup>19</sup> 消費者保護・製造物責任 英国における消費者保護法制と EU 離脱による影響（大高友一）NBL (1079), 32-37, 2016-08-01 商事法務

<sup>20</sup> Directive 1999/34/EC of the European Parliament and of the Council of 10 May 1999 amending Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products

<sup>21</sup> The Consumer Protection Act 1987 (Product Liability) (Modification) Order 2000

製造であるか、Casual Sales であるかは責任主体の該非に含まれているのに対し<sup>6,7,15</sup>、欧州と英国では類似の規定が免責事由に規定されている<sup>4,5</sup>。なお、表中の他人に供給しなかった場合とは、盗品、偽造品などを指し、また、業として（in the course of a business）の供給でないとは、例えば、時折（occasional）開催される教会のバザーに自家製の玩具を寄付する場合や、私人である個人が中古品を売る場合を指す<sup>22</sup>。なお、“in the course of a business” に該当する部分は EU 指令のフランス語版では、“activité professionnelle”、ドイツ語版では“beruflichen Tätigkeit”であり<sup>4</sup>、どちらも専門的または職業上の活動を意味することからも職業的または業務的を意味すると判断されるべきものと思われる。

法体系の成立過程の議論の調査を行った。EU 指令 85/374/EEC に関する議論は、消費者保護を目的に 1975 年に始まり、成立までに 10 年かかっていることが、欧州委員会が EU 指令 85/374/EEC の再評価を行った報告書の付属資料（ANNEX 5）に記載されている<sup>23</sup>。最初の法案は 1976 年に、修正された法案が 1979 年に提出され、再修正されて 1985 年に採択されている<sup>23</sup>。1979 年の修正案と思われる資料がピッツバーク大学の Archive of European Integration（AEI）に収録されており確認した。その資料における 1979 年の修正案では、現在の EU 指令の 7(c)に相当する免責規定はなく、採択された EU 指令に存在しない責任主体からの除外規定が存在した。具体的には、農産品、手工芸及び芸術作品を除外する記載となっている。

（原文：The producer of an agricultural, craft or artistic product shall not be liable under this directive for damages caused by defects therein where such a product clearly does not present the attributes of industrial production.）理由としては、工業的に製造された製品でないため負担が厳しすぎるとの理由であった<sup>24</sup>。

この点に関し、当時の英国議会では、1980 年 11 月 4 日において 79 年の修正案が紹介され、子供が玩具でケガをした場合に工業製品と手工芸製品で扱いを変えることに正当性がない旨の発言も見られている<sup>25</sup>。また、英国では手工芸品や芸術作品の除外は重要視せず、農産物の除外を重要視する発言も見られている（11 月 12 日議事録）<sup>26</sup>。その後の 85 年の採択までの修正過程に関する資料は発見することができなかった。最終的に手工芸及び芸術作品を除外する規定は削除され、それまで無かった 7(c)の免責規定が盛り込まれた条文にて 85 年に EU 指令が採択されている<sup>4</sup>。

上述の 7(c)の免責規定が、手工芸及び芸術作品の除外規定の代替であるかは、明確ではないが、製造物責任法の典型的な対象である工業的に製造された製品の営利販売から、様態として遠い製造者等に過大な責任を負わせない趣旨とする点では一致していると思われる。

---

<sup>22</sup> Guide to the Consumer Protection Act 1987: Product Liability and Safety Provisions (Department of Trade and Industry)

<sup>23</sup> COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT: Evaluation of Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (EUROPEAN COMMISSION)

<sup>24</sup> EUROPEAN PARLIAMENT Working Documents 1979 - 1980: Report on the proposal from the commission of the European communities to the Council (Doc. 351/76) for a directive relating to the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member states concerning liability for defective products

<sup>25</sup> 英国議会 1980 年 11 月 4 日 議事録

<sup>26</sup> 英国議会 1980 年 11 月 12 日 議事録

表 7 英国の製造物責任法の主要事項

項目	条文/根拠	内容
対象品	EU 指令第 2 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての動産、部品および電気を含む</li> </ul>
	英国法 Part I 1. (2) c	
責任主体	Guide to the Consumer Protection Act 1987	<ul style="list-style-type: none"> <li>純粋な情報、印刷内容 (ただし製品説明書等は製品製造者が内容に責任を負う)</li> </ul>
	EU 指令第 3 条	
欠陥の定義・類型	英国法 Part I 2. (2) ~ (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者、輸入者、商標等により製造者である表示した者、合理的な期間内に生産者を特定できない場合に供給者</li> </ul>
	EU 指令第 6 条	
賠償責任	英国法 Part I 3.	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の人が正当に期待する安全性を満たさない場合</li> </ul>
	EU 指令第 1 条	
免責事由	英国法 Part I 2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者は欠陥製品によってひき起こされた被害に対して責任を負う</li> <li>サブセクション(2)に該当する者は、製品によって部分的または全体的に引き起こされたいかなる被害に対しても責任を負う</li> </ul>
	EU 指令第 7 条	
免責事由	英国法 Part I 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通におかなかつた場合</li> <li>流通においた時点で、欠陥が存在しなかつた場合</li> <li>販売や経済目的の供給のための製造でもなく、業としての製造または供給でない場合</li> <li>欠陥が公的機関の強制力のある規制に起因する場合</li> <li>開発危険の抗弁</li> <li>部品・原材料メーカーの抗弁</li> </ul>
	EU 指令第 7 条	

### 英国法におけるデジタルファブリケーターの責任について

英国法および欧州指令では、責任主体の要件には、日本のように業務性を要件とせず、代わりに、業務性と営利性に関連のある免責事由（EU 指令 7(c)、英国法 Part I 4 (1)(c)）が定められている。デジタルファブリケーターの製造物責任法について考察する際は、この免責事由の解釈が重要であると思われる。

英国および欧州では、販売や経済目的の供給のための製造でもなく、業としての製造または供給でない場合には、製造物責任法の対象とならない

(EU 指令 7(c) : The producer shall not be liable as a result of this Directive if he proves that the product was neither manufactured by him for sale or any form of distribution for economic purpose nor manufactured or distributed by him in the course of his business.

英国法 Part I 4 (1)(c) : it shall be a defense for him to show that the following conditions are satisfied, that is to say—

(i) that the only supply of the product to another by the person proceeded against was otherwise than in the course of a business of that person's; and

(ii) that section 2(2) above does not apply to that person or applies to him by virtue only of things done otherwise than with a view to profit)。

業として (in the course of a business) の供給でないとは、例えば、時折開催される教会のバザーに自家製の玩具を寄付する場合（原文 : the donation of homemade toys for sale at the occasional church bazaar）や、私人である個人が中古品を売る場合（原文 : sales by private individuals of second-hand goods）を指すことが、英国 Department of Trade and Industry が発行したガイドブックに記載されている<sup>27</sup>。

これらの文言を解釈する上で参考になる判例があり、デンマークの国内事例を発端として、欧州司法裁判所が、EU 指令の条文 7(c)への該当性を判断している。この判例では、公的資金によって運営されている病院が腎臓移植のために、別のグループ病院にて製造された灌流液を用いて移植前に臓器を処理し、当該灌流液の欠陥により臓器が使用できなくなった事例である。なお、患者はその医療サービスのための支払いをする必要がない者であった。7(c)他の解釈について欧州司法裁判所に付託された。その結果、この事例においては、免責対象ではないと判断されている<sup>27</sup>。その過程で、設立が税金によって賄われている事実は営利性も業務性も損なわないこと、私立病院の場合には疑いなく責任主体になり得ること、7(c)において免責を想定しているものの典型が慈善事業（原文 : charitable）であることを示している<sup>27</sup>。

---

<sup>27</sup> Judgment of the Court (Fifth Chamber) of 10 May 2001. Henning Veedfald v Århus Amtskommune. Reference for a preliminary ruling: Højesteret - Denmark. Approximation of laws - Directive 85/374/EEC - Liability for defective products - Exemption from liability

得られた情報を基に、日本と同様に業務性と営利性を軸として責任主体該当性と免責を下図に図示を試みた。英国（欧州）、「in the course of business」に該当しなく、かつ、営利性（EU 指令：economic purpose 英国法：with a view to profit）のないものが免責となる。また、製造者としての病院が免責対象外である判例がある<sup>27</sup>。なお、個人が経済的利益のために業務性を生じない範囲で製造した場合について、欠陥責任を免責に規定も、明瞭に対象とする事例も見つけることはできなかった。

英国および欧州では、デジタルファブリケーターに対する欠陥責任は、業務性（in the course of business）、営利性（EU 指令：economic purpose 英国法：with a view to profit）の両方を否定しない限り、免責されないと思われる（免責範囲は図中の青破線ボックス）。

図3 英国（欧州）における製造者の欠陥責任の整理図

行動主体	目的	業務的	業務的でない
営利企業	製造販売による収益		
	販促品の無償配布		
個人	経済的利益		
公益性のある法人	医療	欧州司法裁判所判例あり	
	慈善事業		
個人	趣味		

業務性、営利性の両方が否定された場合に、免責対象に該当する（青破線ボックス）。判例により、病院は営利扱いである。デジタルファブリケーターは日本と同様に2つの領域にプロットされる（赤破線ボックス）。

デジタルファブリケーターがプロットされる領域  
業務性と営利性が両方否定されると免責

## 2-5 韓国

韓国の製造物責任法は2000年に成立している<sup>7</sup>。議論自体は、1970年代から始まり、1982年と、法案が初提出の上、否決され、経済的波及効果の分析等の議論を経て、2000年に公布、2002年施行となっている<sup>28</sup>。

また、2017年に製造物責任法が法改正され、懲罰的損害賠償が導入されている<sup>7</sup>。製造業者が製造物の欠陥を知りながらも、その欠陥に対し必要な措置を取らなかった結果として、生命または身体に重大な損害を被った者がいる場合には、その者に生じた損害の3倍を超えない範囲で賠償責任を負う（法第3条第2項）。韓国の法体系では、この導入までは日本と同様に発生した被害分だけの賠償責任を負うものであった<sup>29</sup>。この法改正は、人体に有害な成分を揮発される加湿器の事故とある外国自動車の火災事故が連続したことに対し、賠

<sup>28</sup> 韓国法（第3版）（高翔龍）

<sup>29</sup> 제조물책임법상의 징벌적 손해배상론（製造物責任法上の懲罰的損害賠償論）（윤석찬（윤석찬））韓国法学院ジャスティス通巻第163号2017.126・25）

償額が少ないとの世論に対応するものと言われている。

また、2015年には、3Dプリンティングサービス事業者を対象とした法律である三次元印刷産業振興法が成立している<sup>8</sup>。その内容は、資本金1億ウォン以下または事業者を含む労働者数が5人以下の小規模な三次元印刷サービス事業者を除き、開業の申告を義務づけている（15条）など、3Dプリンティングサービス事業者を管理し、デジタルファブrikエーターを保護するものである。「3Dプリンティングサービス事業者」とは、「利用者と供給契約を締結して、利用者のための三次元印刷を業とすることをいう。」と定義されている（法第2条第4項）。つまり、デジタルファブrikエーターの便宜のために、業として受け取った設計図に従って出力成型等によって製品の製造を受託する者である。

三次元印刷産業振興法には、製造物責任法の特別法としての位置づけをもつ第17条が含まれる。ただし、第17条は3Dプリンティングサービス事業者の製造物責任法上の免責を規定したものであり、デジタルファブrikエーターの免責を規定するものではない。第17条第2項は、デジタルファブrikエーターから受け取った設計図に起因する欠陥の場合の免責を、同第3項は、3Dプリンタを製造した事業者に起因する欠陥の場合の免責を定めている。

以下に、対象品、責任主体、欠陥の定義・類型、賠償責任範囲、免責事由の順に概説する。

製造物責任法の対象物は、第2条第1項に規定されており、「製造され加工された動産（他の動産や不動産の一部を構成する場合を含む。）と記載されている。詳細は法解釈に依存しており、韓国消費者院が2010年に発行した製造物責任法に関するガイドブック「消費者教育教材事例として調べる製造物責任法事例として調べる製造物責任法（原題：사례로 살펴보는 제조물책임법 사례로 살펴보는 제조물책임법 한국소비자원 PL: Product Liability Law）」においては、不動産に付着する空調設備、照明設備、エレベーターは対象であり、未加工農林水産物、ソフトウェア、情報は除外すると記載されている<sup>30</sup>。

責任主体つまり、製造物に欠陥があった場合に責任を問われ得る者の条件については、第2条第3項に規定され、製造物の製造・加工又は輸入を業とする者および製造物に氏名、商号、商標その他の表示した者であり、日本と条文の数字も含め類似している。また前述のガイドブックにおいて、この製造者は製造を「営業で繰り返し・継続して製造する者をいい、必ずしも営利性を要件とするものではなく自然人と法人を含む」との解釈が示されている<sup>30</sup>。

欠陥の定義は、第2条第2項に3分類が示され、製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告の欠陥に類型化された上、その他に通常に期待できる安全性が欠如していることと定義している。日本法と若干異なる点である。

損害賠償の責任が発生する要件は、第3条第1項に規定されており、「欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したとき」と規定されている。日本法と異なり、3倍を限度とする懲罰的損害賠償制度が同条第2項に規定されている。

<sup>30</sup> 사례로 살펴보는 제조물책임법 사례로 살펴보는 제조물책임법 한국소비자원 PL: Product Liability Law（事例として調べる製造物責任法）（韓国消費者院）

免責事由としては、第4条に規定され、いわゆる開発危険の抗弁が第2項に、いわゆる部品・原材料メーカーの抗弁が第4項に規定されている。第1項には、製造業者がその製造物を供給しない場合の免責を第3項には、当該製造物を供給した当時の法令で定める基準に従うことに起因して発生した場合の免責を定めている。第1項、第3項の解説は、前述のガイドブックには記載がない。しかしガイドブックが、全般を通して米国と欧州との比較しながら解説するものであるため、英国のように盗品・偽造品に対する真正メーカーの免責を示している可能性がある。下表に韓国製造物責任法の概要を示す。

表8 韓国の製造物責任法の主要事項

項目	条文/根拠	内容
対象品	第2条第1項	・ 製造又は加工された動産
	韓国消費者院ガイドブック	・ ソフトウェア、未加工の農林畜水産、情報は除外 ・ 不動産に付着する空調設備、照明設備、エレベーターは対象
責任主体	第2条第3項	・ 「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」 ・ 一定の条件のもと、製造物に氏名、商号、商標その他の表示した者（詳細は原文を参照のこと）
	韓国消費者院ガイドブック	・ 製造者は製造を営業で繰り返し・継続して製造する者をいい、必ずしも営利性を要件とするものではなく自然人と法人を含む
欠陥の定義・類型	第2条第2項	・ 通常有期待される安全性をかいていること ➢ 製造上の欠陥 ➢ 設計上の欠陥 ➢ 指示・警告の欠陥
賠償責任	第3条	・ 欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる
免責事由	第4条	・ 製造業者がその製造物を供給しない場合 ・ 開発危険の抗弁 ・ 法令に従ったことに起因する欠陥 ・ 部品・原材料メーカーの抗弁
	三次元印刷産業振興法第17条	・ 3Dプリンティングサービス事業者に対する免責 ➢ デジタルファブリーケーターから受け取った設計図に起因する欠陥 ➢ 3Dプリンタ機器を製造した事業者起因する欠陥の場合

### 韓国製造物責任法におけるデジタルファブリーケーターの責任についての考察

韓国の製造物責任法は日本の製造物責任法と酷似し、「業として」に相当する言葉の定義もほぼ同様である。相違点もデジタルファブリーケーターに関与するものはない。したがって、

日本とほぼ同様であると思われる。

## 2-6 各国法の比較

各国の法律を比較したとき、その最大公約数的な共通点は、工業的に大量製造された製品を有償販売する営利大企業に対して、通常不法行為責任（過失責任、瑕疵担保責任等）よりも厳しい責任である欠陥責任を負わすことにした点である。しかし、その典型例に該当しない場合に同様の責任を一律に負わすことに配慮の必要性や懸念が示されたことも、日本や欧州での立法過程でみられた<sup>13,24</sup>。その懸念に対応するため、対象品目、責任主体、免責事由などの規定により調整をしているものと思われる。しかし、その手法は国ごとに異なるものである。そこで本調査では、比較を容易にするために欠陥責任の減免手法を3種類へと再分類を試みる。

1つ目は公益や善意のための行動に対する減免である。米国では、非商業的な供給者は製造物責任法の対象ではなく、通常不法行為に対する責任のみが課される。また、主たる業務とは違う目的で料金を取らずに顧客の便宜を図るための者に対する提供者（例：ショッピングカートの無料利用を提供するスーパーマーケット）も製造物責任法の厳格責任の対象とならない<sup>15</sup>。

英国（欧州）においては、販売や経済目的の供給ための製造でもなく、業としての製造または供給でないことを証明することによって製造物責任法の欠陥責任からの免責可能であり、**with a view to profit**（英国法）または、**economic purpose**（EU指令）が要件となっている<sup>4,5</sup>。

日本と韓国においては、この項目に該当する調整または減免規定は見られない。

2つ目は過度な消費者期待水準を要求すべきでない事例に対する減免である。

いわゆる素人が製造販売しているものが元来は該当するものと思われる。日本と韓国「では「業として」、製造することが責任主体の要件に含まれている。米国では「**casual sales**」は製造物責任法の欠陥責任の対象外であり<sup>15</sup>、英国（欧州）では、「**in the course of business**」に該当しないことが免責要件の一部になっている<sup>4,5,22</sup>。

また、開発危険の抗弁を各国が採用し、科学水準以上の品質管理は求めている<sup>4,5,6,7,15</sup>。そして、各国ともに、指示・警告の欠陥及び安全性を消費者が通常期待する水準にて要求している<sup>1,4,5,7,15</sup>。これは、製品を使用する者の使い方を考慮して、指示・警告を加えるものである。医薬品が良い例であり、有用性がありながらも、一部の使用者に害をなし得る製品において、益のみを提供することが不可能であるため、指示警告までを含めて、製品全体として欠陥の有無を判断するものである<sup>1</sup>。

3つ目は品質管理の機会や権限がない者への減免である。各国が部品・原材料メーカーの抗弁を採用している<sup>4,5,6,7,15</sup>。この抗弁を主張し得る部品・原材料メーカーは、最終製品の安全性設計や品質管理を行い得る立場にない。欧州と韓国では、法令遵守に起因する欠陥は免責と規定している<sup>4,5,7</sup>。法令の遵守により必然的に欠陥が引き起こされる必要があり、単

に法令を遵守した事実によって免責されるわけではない<sup>22</sup>。なお、英国、欧州、韓国のいずれの国でも具体的な例示を見つけることはできなかった。

また、販売者が広く責任対象となり得る米国でも、オークション業者、中古品販売業者等は通常は責任主体の対象ではない（ただし、新品と同程度の品質を誤認させた場合には対象となる）<sup>15</sup>。再分類にしたがって、下表に減免要素を示す。

表 9 欠陥責任の減免要素の再分類

分類	日本	米国	英国（欧州）	韓国
公益や善意のための行動に対する減免	・ なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任主体における“Commercial context”要件</li> <li>顧客の便宜を図るための無料利用供与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免責における“economic purpose”要件</li> </ul>	・ なし
過度な消費者期待水準を要求すべきでない事例に対する減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>「業として」に該当しない製造</li> <li>開発危険の抗弁</li> <li>指示警告の欠陥の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“Casual Sales”の責任主体からの除外</li> <li>開発危険の抗弁</li> <li>指示警告の欠陥の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免責における“in the course of business”要件</li> <li>開発危険の抗弁</li> <li>指示警告の欠陥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「業として」に該当しない製造</li> <li>開発危険の抗弁</li> <li>指示警告の欠陥</li> </ul>
品質管理の機会や権限がない者への減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>部品・原材料メーカーの抗弁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部品・原材料メーカーの抗弁</li> <li>中古販売者の責任主体除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部品・原材料メーカーの抗弁</li> <li>法令遵守に起因する欠陥の免責</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部品・原材料メーカーの抗弁</li> <li>法令遵守に起因する欠陥の免責</li> </ul>

次節にてこの分類をもとにデジタルファブリケーションへの適用性を考察する。

### 3. デジタルファブリケーションの製造物責任法上の責任に関する考察

#### 3-1 デジタルファブリケーションの特徴

各国の法律において、デジタルファブリケーターおよび製造物がどのように扱われるかを考察する上で、本調査において想定するデジタルファブリケーターの特徴を記載する。3Dプリンタの登場により増加しつつあるデジタルファブリケーターは、①個人または、通常はデジタルファブリケーションとは異なる業務を行っている中小規模の法人が、②試作品や1点ものと呼ばれる大量製造には向かない製造物を製造し、③対価としては無償、実費弁済、販売のいずれかの形で供給し、④製造物の供給相手は3Dプリンタ製造物の作成過程に一定程度のリテラシーがある者に対して行われる。

#### 3-2 デジタルファブリケーターが製造物責任上の減免を受けられ得るか

デジタルファブリケーターが製造物責任法のもと、欠陥責任の対象となり得るかを検討する。前述の特徴と減免3分類を照らし合わせると、基本的に過度な消費者期待水準を要求すべきでない事例に対する減免の適用や運用の問題になると思われる。他の2つの減免と関連の深いデジタルファブリケーターの特有の特徴は、本調査では想定されなかった。公益性、善意にもとづいてデジタルファブリケーターが製造することはあるが、あらゆる製造者に共通する可能性である。また、デジタルファブリケーターは、正に製造の最終段階に係る者であり、品質管理に関する機会は持ち得る。

「業として」、「Casual Sales」および、「in the course of business」の該当性については、前述の特徴①～③の関連が深いと思われる。特徴①～③を総合して勘案すると、デジタルファブリケーターが事業性の境界にまたがって存在し、自身が業務性のある製造者に該当するか、自覚が困難なデジタルファブリケーターが存在する可能性を示すと思われる。よって、一部のデジタルファブリケーターは業務性がないと判断され、製造物責任上の減免を受けられると思われるが、その予見性は高くないことも想定される。

開発危険の抗弁の適用を受けるためには、製造物の引き渡し時点の科学または技術の知見によって欠陥を認識できなかったことを製造者が示すことが必要である。特徴①、③を考慮すると、デジタルファブリケーターは資力、安全性情報等に乏しく科学または技術の知見を得ることは困難であることが想定される。また、特徴②を考慮すると、自身で十分な安全性試験を行う等によって欠陥を完全に除去することも困難であると思われる。よって、開発危険の抗弁による減免を受けられる可能性は低いと思われる。また、開発危険の抗弁による減免のみを目指すことになることは、本調査における課題意識であるイノベーションの阻害を引き起こす懸念もある。

最後に、指示警告の欠陥の運用による減免について考察する。消費者庁の逐条解説においては、指示警告の欠陥とは、「有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な情報を製造者があたえなかった場合」を指すと定義されている。この点は、特徴④である消費者の

特性が大きく関係すると思われる。つまり、一般の消費者とは異なり、時には、製造者に匹敵する情報や知識を持っている場合もある点や、制作過程を承知の上で有用性を認めて入手を欲する特徴である。

元来、製造物責任法の立法趣旨としては「製品にかかる技術の高度化・複雑化とあいまって、消費者の日常生活につき、製造物を設計・製造する製造業者等に依存する度合いが高まっている。」と消費者庁によっても解説されている。このように、立法趣旨上、消費者が安全性を製造業者に依存する度合いが高いことが前提となっている。しかし、過去の総務省事業「ファブ社会の基盤設計に関する検討会」においても、デジタルファブリケーターとその消費者は、情報格差が存在しないケースも想定しているように<sup>31</sup>、デジタルファブリケーターとその製品の消費者は、製造物責任法で想定している製造者と消費者の関係に当てはまらない場合が多いと思われる。言い換えれば、デジタルファブレーションという特殊な文化においては、消費者が期待する安全性の期待水準がそもそも異なる可能性がある。

これらのことから、デジタルファブリケーターが、製品の供給先（消費者）を限定し、製造方法や製造経験に由来する危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な想像力を持ったものに絞るならば、現行法下でも指示警告の欠陥の運用にて、デジタルファブリケーターが提供した製品の欠陥が否定される可能性はあると思われる。ただし、消費者の限定の仕方、限定した消費者の安全性期待水準や事故回避に関する情報感度の確認方法は課題となり得る。

消費者が異なることで求められる安全性が異なることは、現行法下の判例でもみられる。例えば、こんにやくゼリーの欠陥について争われた判例においては、高齢者や幼児にとって危険を及ぼし得るゼリーの欠陥が、表示・警告によって老人や幼児が食べないように配慮されているか、小売りの販売のための展示の際に幼児向け食品と隣接して配置されないように配慮したかなどが争われている<sup>32</sup>。これらの争点は、デジタルファブリケーターにとっても参考になり得る。つまり想定される危険性について、製品に指示・警告を付すだけでなく意図しない属性をもった消費者が誤って製品を入手・利用しないように、製造者の手を離れた後にまで配慮することが求められる。

下表に、これらの考察をまとめた。

---

<sup>31</sup> ファブ社会に向けての法・社会制度に関する手引き（ファブ社会の基盤設計に関する検討会）

<sup>32</sup> 神戸地裁 事件番号：平成 21(ワ)278

表 10 減免要素「品質管理の責任や権限がない者への減免」  
のデジタルファブリケーターへの適用に関する考察

小分類	適用可能性	課題
業務性	一部のみが適用される可能性が高い	適用される境界条件が不明瞭であり、適用の予見性が低い
開発危険の抗弁	適用される可能性は低い	この減免要素に依存するとイノベーションの萎縮起こす可能性がある
指示警告の欠陥の運用	<u>消費者を限定することで適用される可能性がある</u>	<u>製品の製法、特徴に関するリテラシーの高い消費者の絞り方</u>

次に、その減免要素を考慮した上で、デジタルファブリケーターや社会・プラットフォームが求められる行動として求められることを想定し、下表にまとめた。なお、備忘のために、製造上の欠陥、設計上の欠陥への対処についても表中に含めた。デジタルファブリケーターは、その設計、製造において安全性に配慮し、除去し得る危険性をあらかじめ除去することが求められ、社会・プラットフォームはその環境づくりを行うことが求められる。それでもなお除去し得ない危険性については、啓蒙、指示、警告にて補うことが求められる。ほとんどの項目は、そもそも事故を起こさないとの観点からからも重要である。

表 11 デジタルファブリケーター等がとるべき行動

項目	デジタルファブリケーターがとるべき行動	社会やプラットフォームがとるべき行動
製造の業務性関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産規模の拡大に応じた安全性対策強化、保険加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険制度の確立と、加入促進</li> </ul>
開発危険の抗弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性情報の収集と安全性の検討、安全性規格の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故情報の収集分析、予測、啓蒙</li> </ul>
通常有すべき安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去しえる危険性の除去①</li> <li>製造上の欠陥対策＝機械のメンテナンス、品質試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プリンタの安全管理基準、品質管理方法の開発</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去しえる危険性の除去②</li> <li>設計上の欠陥対策＝安全性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性を考慮した設計論の構築・啓蒙</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>除去し得ない危険性の対処（指示警告の欠陥対策）</u></li> <li><u>誤用や過度な期待の防止、危険行為の列挙</u></li> <li><u>販売、転売に関する注意</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>デジタルファブリケーターに対する指示・警告方法の教育啓蒙</u></li> <li><u>消費者に対する使用上の注意の啓蒙</u></li> </ul>

しかし、それでもなお、事故は起き得るため、趣味人から個人事業主に発展するデジタルファブリケーターを取り巻く環境においては、社会的責任の度合い（欠陥責任か過失責任かの別）の明確化や責任がある者の支払い資力の安定確保が必要となる。支払い資力は保険制度の存在と加入することの必要性の自覚が必要であり、次章にて検討する。

### 3-3 留意点と残存論点

本調査は、法的な賠償責任のうち、製造物責任法による欠陥責任の対象となり得るかに主眼を置いた調査である。製造物責任法による欠陥責任から免責また対象外となった場合にも、過失責任に対する免責がされない場合もあり得る。また、デジタルファブリケーターが負うべき責任が、欠陥責任であるか過失責任であるかに拘わらず、安全性確保のための設計検討、誤用の防止策等が重要であることはいうまでもない。

また、本調査はデジタルファブリケーションの社会的地位と認知度が大きく変化する時期に、少ないエビデンスをもとに行われたものである。各国の運用解釈の適切性には限界があることにも留意いただきたい。

また、デジタルファブリケーターへの製造物責任法の適用および減免について、水野祐 弁護士（シティライツ法律事務所）に助言をいただき、以下の留意点および残存論点をご指摘いただいた。今後の課題である。

- 訴訟実務においては、責任主体から除外される場合と抗弁により免責となる場合では労力面で大きな差異がある。このことから、再分類された減免要素のイノベーションの阻害への影響について議論する場合には留意が必要であること。
- 製造物責任法の強行法規制（例：売買時に欠陥の責任を問わないとする契約がなされた場合の効力。）がデジタルファブリケーションの場面においてどこまで有効であるか。
- 営利性が損害賠償額の多寡に影響を与える可能性（非営利かつ反復継続した行為が製造物責任法の責任主体から除外はされなくとも、損害賠償額が低くなる可能性について）。

**参考文献**

- 製造物責任判例ハンドブック 羽成 守 編、青木 莊太郎 編 出版社：青林書院
- SOCIO-LEGAL ASPECT OF THE 3D PRINTING REVOLUTION Angela Daly 著 出版社：Macmillan Publishers Ltd. London
- RISK SOLUTION REPORT vol.1(2012年)、vol.2(2013年)、vol.6(2014年) 発行元：銀泉リスクソリューションズ株式会社

**助言をいただいた専門家（敬称略）**

弁護士 水野 祐（シティライツ法律事務所）

デジタルファブ리케이션に対する製造物責任法の適用の考察に関する助言等

弁護士 佐藤 典子（柏綜合法律事務所）

懲罰的損害賠償制度に関する助言等

### 第3章 PL 保険に関する各国の現状と今後の動向

#### 1. 調査方法

本調査では、各国の損害保険会社、損害保険代理店、ブローカーが開示している PL 保険の商品説明、パンフレットなど加入にかかわる情報、および、損害保険業界の関連団体や保険の専門家・研究者の出版物等を探索・収集した。また、国内損害保険会社、保険代理店のいくつかとヒアリング・ディスカッションを実施した。

以下、特に重要な情報源を示す。

表 12 主な情報源（保険）

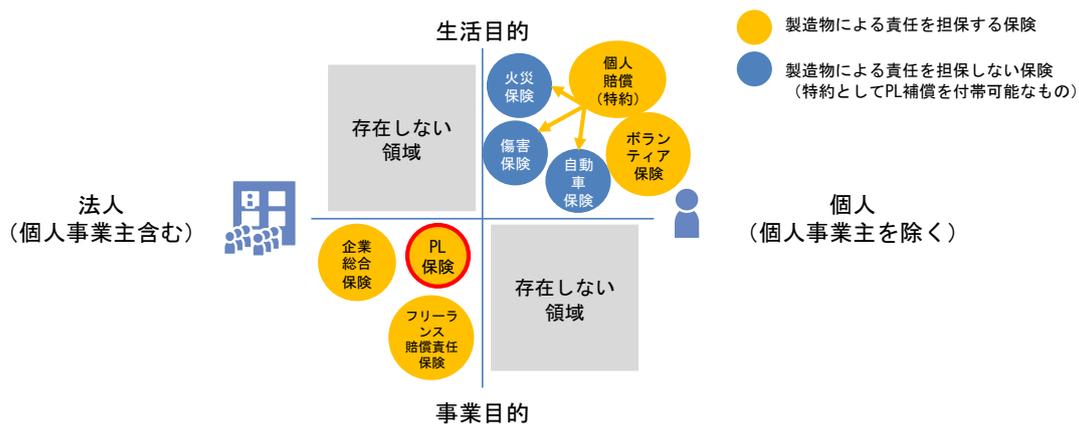
国名	情報源	情報所有者
日本	生産物賠償責任保険	東京海上日動火災保険株式会社
	個人賠償責任保険	東京海上日動火災保険株式会社
	トータルアシスト超保険	東京海上日動火災保険株式会社
	中小企業 PL 保険制度パンフレット（2019 年度版）	日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会
	農業者賠償責任保険	共栄火災
	アンダーライティング I II	公益財団法人損害保険事業総合研究所
	生産物賠償責任保険約款の課題（保険学雑誌 636 号）	日本保険学会
	ボランティア保険パンフレット	東京都社会福祉協議会
	フリーランス協会 賠償保険責任保険	（一社）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
	個人賠償責任保険とは	チューリッヒ保険会社
	生産物賠償責任保険	三井住友海上火災保険株式会社
米国	アメリカ不法行為損害賠償法の展開	安田総研
	Insurance for Business and Enterprises	American International Group
	Personal Liability Coverage	Liberty Mutual Insurance Company
	Insurance for Artists & Writers	Coverwallet
英国	Business Insurance	Aviva Insurance Services UK
	Personal Liability Insurance in the UK	Abobattoo Life
	Insurance for Crafters, by Crafters	CraftCover
韓国	생산물배상책임보험（生産物賠償責任保険）	Samsung Fire & Marine Insurance
	생산물배상책임보험（生産物賠償責任保険）	Lotte Insurance
	생산물배상책임보험（生産物賠償責任保険）	Hyundai Marine&Fire Insurance
	생산물배상책임보험（生産物賠償責任保険）	American International Group
	무배당 삼성화재 가정종합보험（家庭総合保険）	Samsung Fire & Marine Insurance

注：情報源としたウェブサイト、ヒアリングなどの内容は 2020 年 3 月 1 日時点のもの。

## 2. PL 保険とは？

PL 保険には生産物賠償保険（狭義の PL 保険）と、PL 賠償機能を持つ賠償責任保険（広義の PL 保険）がある<sup>33</sup>（図 4 のとおり）。本調査仕様に従って広義の PL 保険を論ずることとする。

図 4 PL 保険と PL 賠償機能を持つ保険の一例（日本）



<sup>33</sup> 新・賠償責任保険の解説（2014年）

これら保険を評価するにあたってのフレームワークを図5に示す。本調査の仕様書上の要求項目と、要求を満たすための評価項目を対応させ、内容を説明したものである。

図5 保険商品評価フレームワーク

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1 保険の整備状況	サービス開始時期	保険の発売時期および法令改正などへの対応時期	
	サービス提供者	基本的には保険の元受けとなる損害保険会社、共済事業組合、少額短期保険事業者（※1）となる。ただし、事業者団体向けの専用保険があること、ブローカー（※2）が被保険者（※3）のリスクに応じた保険設計をすることがあることから、本調査においてはこれら <b>団体やブローカーもサービス提供者として定義する。</b>	
2-2 保険の加入対象者	個人	1. 個人を以下のように定義する。 ・生活者（＝消費者）。就業中は生活者の立場と両立しないものとする。 2. 以下の場合は <b>企業とみなす</b> ・ <b>個人事業主（※4）</b> ・SOHO、フリーランサー ・ <b>就労企業と別に副業を営む者</b>	
	企業	1. モノやサービスの提供を業として（反復・継続して）行うもの。 2. 個人であっても、個人事業主、SOHO、フリーランサー、就労企業と別に副業を営む者は企業にあたる	
	団体	事業者団体（商工三団体や職業団体）、ボランティアを統括する社会福祉協議会、フリーランス協会などの組織。これらは <b>保険加入窓口（保険加入者）であり、被保険者（保険金を受け取る者）ではないことに注意</b> 。本調査では保険加入者とは別に、被保険者が誰であるかを示す。	
2-3 保険のカバー範囲	製造物責任	1. 製造・販売した製造物の欠陥で発生した事故に伴う賠償責任 2. 仕事の結果（仕事の終了後）、仕事の欠陥が原因で発生した事故に伴う賠償責任	
	その他賠償	製造物責任に関連する補償として、リコールに伴う回収費用や、これに伴う逸失利益を保証する保険や特約がセットされる場合がある。	
	免責事項	1. 保険の免責事由の基本である故意・過失・法令違反など、普通保険約款記載事項 2. 業種や行為別の特別約款記載事項 3. 個々の契約単位で、あるいは団体の補償制度ごとに定める特約記載事項	
	保険金額（※5）	1. 対物・対人賠償 ①1名あたり限度額 ②1事故あたり限度額 ③保険期間通算限度額 2. その他賠償 特約の定めに従い記述する	
	免責金額（※6）	保険金額のうち、保険会社が支払わない（被保険者が負担する）金額	
2-4 保険料の算出方法	保険料算出根拠	1. 業種（製造するモノ、仕事の内容） 2. 売上、利益など 3. その他（地域、従業員数など）	

※1 少額短期保険事業者：保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が少額、保険期間1年（第二分野については2年）以内の保険で保障性商品の引受のみを行う事業

※2 ブローカー：代理店は保険会社から委託を受けて、保険会社のために保険募集を行うのに対し、ブローカーは顧客（保険契約者）の委託を受けてその顧客のために保険契約の締結の媒介にあたる。言い換えると、企画した補償を買ってくれる保険会社と折衝するビジネスとなる。

※3 被保険者：契約者は保険加入窓口（保険加入者）であり、被保険者になりにくい場合がある。商工三団体の中小企業PL保険やフリーランス協会の損害賠償責任保険では、これら団体に加入している個人が被保険者となる。

※4 個人事業主：保険では実際の売上がなくても、自身を事業主であると認識すれば個人事業主として取り扱う。

※5 保険金額：PL保険においては1件の事故で死傷者が多数発生したり、同じ設備や部品から多数の建物や完成品に損害が発生する可能性があるため、1名あたり・1事故あたり・保険期間通算での「キャップ」を設けることが普通である。

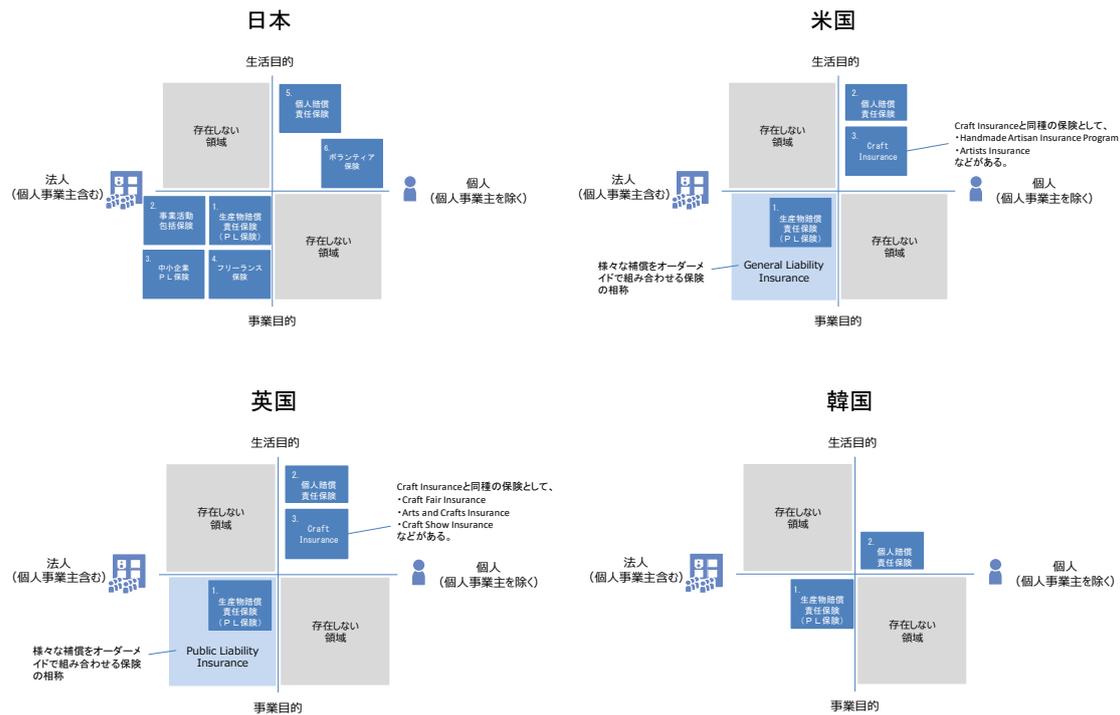
※6 免責金額：保険金支払いに伴う事務にはコストがかかる。例えば事故受け付け、査定（事故が保険の対象かどうかの見定め、損害額の見積もり）、これにかかわる人件費や交通費などである。少額の賠償でも全て保険金を支払うとなると、支払い保険金以外のこれらコストによって保険収支が悪化するため、一定の金額を免責として被保険者負担とすることがある。

### 3. 各国の PL 保険

#### 3-1 各国 PL 保険の比較

各国の代表的な PL 保険を以下に示す。調査にあたっては PL 保険、個人賠償責任保険を各国語で検索、ヒットした情報の中から保険会社・ブローカーのものを信頼できるものとして採用した。

図 6 各国の代表的な PL 保険



各国とも個人向け・法人向けの商品が存在する。米国と英国に関しては Craft 保険に類する保険が多数あったため、ここでは Craft 保険として集約して示した。以下、日本・米国・英国・韓国の順でこれら保険を概観していく。

#### 3-2 日本

<概観>

PL 保険（生産物特別約款）は 1957 年に米国の約款・料率を範として導入された賠償責任保険の特別約款のひとつであり（他の特別約款としては施設所有・管理特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、個人特別約款、スポーツ特別約款、自動車管理者特別約款、受託者特別約款がある）、1995 年の製造物責任法施行後も変更なく現在に至っている<sup>34</sup>。

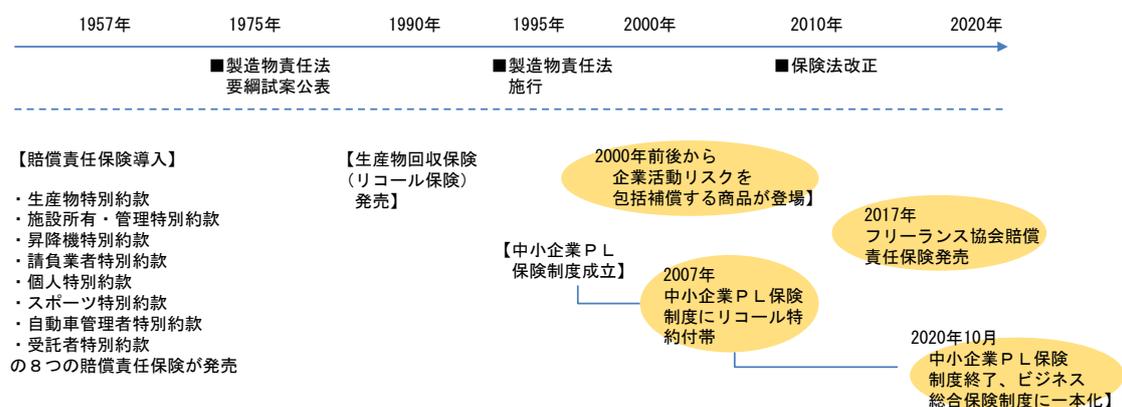
一方で、同法施行と同時に中小企業 PL 保険制度が成立していることは、製造物責任が大

<sup>34</sup> 生産物賠償責任保険約款の課題（鴻上喜芳）保険学雑誌 636 号

企業だけでなく中小企業や個人事業主に及ぶことが懸念されたことを示しているものと思われる。さらに2000年前後からはPL保険を含む様々な賠償リスクを包括補償する商品が登場、2007年には中小企業PL保険に商品リコール時の回収費用を補償する特約が付帯されるなど、PL賠償に対するニーズが高まっていたことが推察される。

2020年直近のトピックスとしては2017年にフリーランス協会向けの賠償責任保険の発売、2020年6月に予定されている中小企業PL保険制度のビジネス総合保険制度への一本化がある（2020年3月時点の調査より）。これらはいずれもPL保険へのニーズとPL保険だけでは担保されないリスクへの備えの必要性を示すものと推察される。特にフリーランス協会向けの賠償責任保険は、PLを含む賠償責任保険に低廉な保険料で加入できることからインパクトは大きい。

図7 日本のPL保険（関連保険）の沿革



加入者属性（法人・個人）と加入目的（生活目的・事業目的）の観点で主な PL 保険を分類すると図 8 のように表すことができる。法人の PL 賠償リスクを補償する PL 保険と個人の PL 賠償リスクを補償する個人賠償責任保険が基本的な保険商品だが、これらでは補償できないリスクに備えた保険商品がある。

法人向けには、生産物賠償責任以外＝施設の所有・管理に伴う責任＝や、建物や什器の破損に備えた火災保険や動産総合保険などをセットにした事業活動を包括補償する商品がある。中小企業やフリーランスに対しては、団体で加入することで団体割引が適用される中小企業 PL 保険やフリーランス保険がこれにあたる。

個人向けには、個人賠償責任保険に加えて、ボランティアとして活動中に PL リスクを補償するボランティア保険がある。

以下、これらの保険の評価を行う。

図 8 代表的な PL 保険（日本）

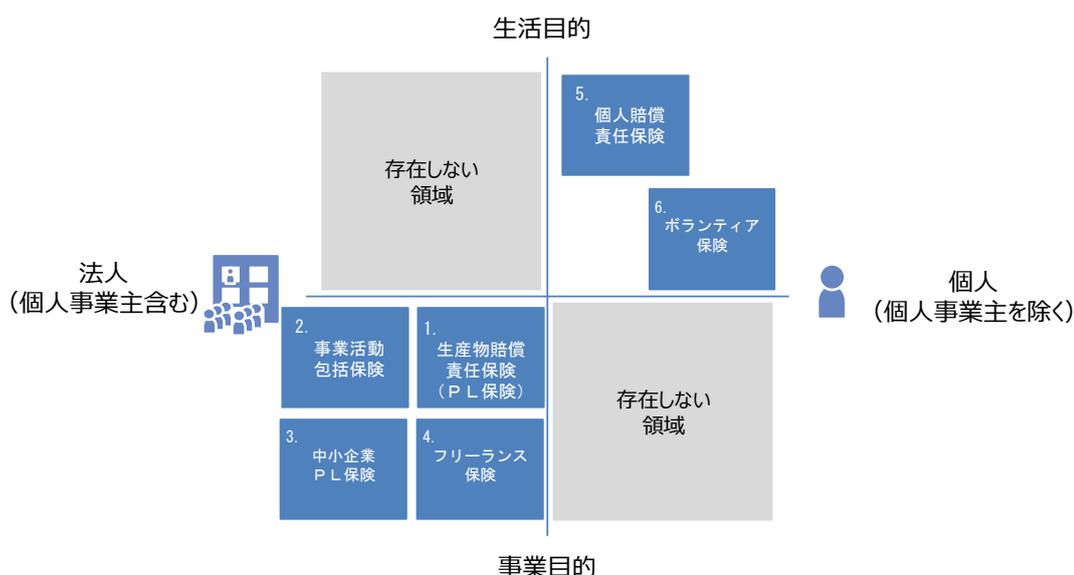


図9 生産物賠償責任保険（PL保険）<sup>35</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	1957年
		サービス提供者	保険会社（共済事業者）
2-2	保険の加入対象者	個人	×
		企業	○（企業だけでなく、 <b>個人事業主・SOHO、フリーランサー・副業を持つ者も対象</b> ）
		団体	○（商工三団体、業界団体など。被保険者はこれらの会員となる）
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	①製造した製品による賠償事故 ②販売した商品による賠償事故 ③工事の施工結果による賠償事故 に伴う損害賠償金の他、 ・賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用 ・求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用 ・事故発生時の応急手当等の緊急措置費用 ・保険会社の要求に伴う協力費用
		その他賠償	無し
	免責事項	・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物または行った仕事の結果 ・生産物・仕事の目的物の効能・性能に関する不当表示または虚偽表示 ・次の生産物・仕事の結果 a. 航空機またはロケット、人工衛星、宇宙船その他これらに類するもの b. aの胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、運航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器もしくは専用機器またはこれらの部品とする目的で、記名被保険者が製造・販売・提供した財物 c. aの保守、点検または修理の結果 ・医療行為等、法令により特定の有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為 （※主な免責＝保険金支払いされない場合＝を記述した。その他詳細は以下HPを参照）	
	保険金額	1. 対物・対人賠償 ①1名あたり限度額 ②1事故あたり限度額 ③保険期間通算限度額 ※いずれも契約ごと、あるいは加入団体ごとに設定する。保険金額の下限・上限は保険会社が設定しているが、開示はされていない。	
	免責金額	保険金額のうち、保険会社が支払わない（被保険者が負担する）金額 ※契約ごと、あるいは加入団体ごとに設定するが、開示情報は無かった。	
2-4	保険料の算出方法	1. 業種（製造するモノ、仕事の内容） 2. 売上高・領収金など（業種によって異なる） 3. 免責金額 4. 前年度損害率 ※業種ごとに標準保険料率が定められており、これに業種別係数や売上・領収金など事業規模別の係数、免責金額別の係数を乗じて保険料を算出する。ただし、前年のロスレシオ（収入保険料/保険金額）が高い場合には、標準保険料率を高くすることもある。 ※（恐らく業種・業態別に）最低保険料の設定があると思われるが、公知情報からは確認することができなかった。	

<本調査における示唆>

- ✓ 企業の加入を前提として作られた保険のため、保険料水準は比較的高いものと推察される。（このため、個人事業主や中小企業、フリーランスのニーズでこれらに対応する保険が作られた）

<sup>35</sup> 生産物賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社ウェブサイト）をもとにNTTデータ経営研究所にて作成

図 10 事業活動包括保険<sup>36</sup>

評価項目		説明				
仕様書上の項目	詳細					
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	2013年（東京海上日動火災HP上に公開されている過去約款から推定）			
		サービス提供者	保険会社			
2-2	保険の加入対象者	個人	×			
		企業	○（企業だけでなく、 <b>個人事業主・SOHO、フリーランサー・副業を持つ者</b> も対象）			
		団体	○（2020年6月から商工三団体で扱い開始予定）			
2-3	製造物・完成作業事故	①製造した製品による賠償事故 ②販売した商品による賠償事故 ③工事の施工結果による賠償事故 に伴う損害賠償金の他、 ・賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用 ・求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用 ・事故発生時の応急手当等の緊急措置費用 ・保険会社の要求に伴う協力費用 PL保険では補償されない以下も補償される。 ④国外流出生産物事故  また、以下をオプションで付帯することも可能 ⑤財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約 ⑥人格権・宣伝侵害事故補償特約 ⑦被害者治療費用補償特約 ⑧不良完成品事故補償特約 ⑨生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約 ⑩不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約 ⑪事故対応費用補償特約				
		その他賠償	財産に関する補償 工事に関する補償 休業に関する補償 労災事故に関する補償			
	免責事項	・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物または行った仕事の結果 ・生産物・仕事の目的物の効能・性能に関する不当表示または虚偽表示 ・次の生産物・仕事の結果 a. 航空機またはロケット、人工衛星、宇宙船その他これらに類するもの b. aの胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、運航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器もしくは専用機器またはこれらの部品とする目的で、記名被保険者が製造・販売・提供した財物 c. aの保守、点検または修理の結果 ・医療行為等、法令により特定の有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為				
	製造物・完成作業事故のみ記述	保険金額	生産物・仕事の目的物損壊事故	1事故・保険期間中につき1000万円	免責金額	契約によって異なる
		製造物・完成作業事故のみ記述	不良品・納期遅延による他人の経済損害事故	1事故・保険期間中につき1000万円		10万円
			国外流出生産物事故	1事故・保険期間中につき1000万円	契約によって異なる	
			財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1事故・保険期間中につき1000万円	なし	
人格権・宣伝侵害事故			1事故・保険期間中につき1000万円	なし		
被害者治療費用			1事故・保険期間中につき1000万円 被害者1名につき50万円	なし		
免責金額	個別設定					
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	非開示			

<sup>36</sup> トータルアシスト超保険（東京海上日動火災保険株式会社ウェブサイト）をもとに NTT データ経営研究所にて作成

図 11 中小企業 PL 保険<sup>37</sup>

評価項目		説明		
仕様書上の項目		詳細		
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	1995年	
		サービス提供者	商工三団体（引受は保険会社）	
2-2	保険の加入対象者	個人	×	
		企業	○中小企業基本法で定められている中小企業要件（以下のとおり）	
			業種	資本金・従業員の条件
			小売業	5,000万円以下 または 50人以下
			サービス業	5,000万円以下 または 100人以下
			卸売業	1億円以下 または 100人以下
			製造業 その他	3億円以下 または 300人以下
LPガス販売、旅館経営、航空機（部品を含む）製造、専門職業人（税理士、薬局、薬等）等は加入不可				
団体	○商工三団体（被保険者は上記企業）			
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	①製造した製品による賠償事故 ②販売した商品による賠償事故 ③工事の施工結果による賠償事故 に伴う損害賠償金の他、 ・賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用 ・求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用 ・事故発生時の応急手当等の緊急措置費用 ・弊社の要求に伴う協力費用 オプションで以下を付帯可能 ④リコール特約	
		その他賠償	無し	
		免責事項	・ご契約者・被保険者の故意 ・戦争、変乱、労働争議、騒じょう、暴動や地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・他人との特別の約定により加重された賠償責任 ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任 ・排水、排気（煙を含みます）に起因する賠償責任 など ここでは多数のため省略。詳細はパンフレット <a href="https://hoken.jcci.or.jp/wp-content/uploads/2019/04/2019_PL_pamphlet_chusho.pdf">https://hoken.jcci.or.jp/wp-content/uploads/2019/04/2019_PL_pamphlet_chusho.pdf</a> を参照	
		保険金額	5,000万～3億円	
		免責金額	3万円	
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	1. 業種 2. 前年度売上高（事業が1年に満たない場合は見込み売上高） 3. PL加入タイプ 4. リコール特約付帯の有無 5. リコール加入タイプ  最低保険料は1,000円。リコール特約付帯の場合は特約単独で最低保険料30,000円が適用される。 保険金額別のプランや保険料率は非公開のため不明。	

<sup>37</sup> 中小企業 PL 保険制度（日本商工会議所ウェブサイト）をもとに NTT データ経営研究所にて作成

図 12 フリーランス協会 賠償責任保険<sup>38</sup>

評価項目		説明				
仕様書上の項目	詳細					
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	2017年			
		サービス提供者	フリーランス協会（引受は保険会社）			
2-2	保険の加入対象者	個人	×（※1）			
		企業	○（個人事業主・SOHO、フリーランサー・副業を持つ者）※1			
		団体	○フリーランス協会（被保険者はフリーランス協会に加入した会員）			
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	①製造した製品による賠償事故 ②販売した商品による賠償事故 ③工事の施工結果による賠償事故 に伴う損害賠償金の他、 ・賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用 ・求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用 ・事故発生時の応急手当等の緊急措置費用 ・弊社の要求に伴う協力費用			
		その他賠償	・業務遂行中の補償 ・受託財物の補償 ・身体障害や財物損壊が発生しないような業務過誤の補償 -情報漏えい -著作権侵害（※2） -納品物の瑕疵 -偶然な事故による納期遅延			
	免責事項	【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】 なお、ある行為について共同で行う者がいる場合、これら全員がフリーランス協会の賠償責任保険に加入している必要がある。加入していない者が行為に携わっていた場合、免責となる。 PL保険と同様。詳細はフリーランス協会HPを参照 <a href="https://www.freelance-jp.org/pdf/aramashi.pdf">https://www.freelance-jp.org/pdf/aramashi.pdf</a>				
	保険金額	補償内容	損害賠償金	争訟費用	損害賠償と争訟費用を合わせた期間中限度額	免責金額（自己負担）
			一連の損害賠償請求あたりの支払限度額			
業務遂行中の事故			1億円	無制限	なし 2回目事故以降5万円	
PL責任			1億円	10億円		
受託財物			1,000万円	10億円		
業務過誤	1,000万円	10億円				
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	フリーランス協会へ加入すると自動付帯となる。協会加入料金1万円に保険料が含まれるが、保険料は非開示となっている。			

※1：フリーランスとして働く個人やSOHOで働く個人を事業主（企業）としてみなしている。本保険は生活者としての個人が加入できるものではないことを明示する目的でこの記述とした。

※2：フリーランス協会HP上には以下記載がある。

- ・発注者へ納品した成果物が第三者の盗用にあたりとされ、第三者から損害賠償請求を受ける。
- ・発注者へ納品した成果物が第三者の盗用であるとして、発注者に営業損失が発生。

デジタルファブリケーターの作成する物の設計書などがこれに該当する場合もあると思われる（支払い査定時に個別判断となる）。

<sup>38</sup> 賠償責任保険（一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会ウェブサイト）をもとにNTTデータ経営研究所にて作成

図 13 個人賠償責任保険<sup>39</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	1957年
		サービス提供者	保険会社（共済事業者）
2-2	保険の加入対象者	個人	○※
		企業	×
		団体	○（団体が加入者となり、個人が被保険者となる）
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	日常生活に起因する偶然な事故 （反復・継続性がなければ、デジファブの作成物による事故もこれに該当する）
		その他賠償	記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
		免責事項	・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物または行った仕事 ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 など
		保険金額	・国内事故は無制限 ・国外事故は1億円
		免責金額	保険金額のうち、保険会社が支払わない（被保険者が負担する）金額 ※契約ごと、あるいは加入団体ごとに設定するが、開示情報は無かった。
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	2,000円/年

※：ただし、自動車保険、火災保険、傷害保険の特約としてのみ付帯可能。

図 14 ボランティア保険<sup>40</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	不明
		サービス提供者	全国社会福祉協議会（引受は保険会社）
2-2	保険の加入対象者	個人	○
		企業	×
		団体	○（社会福祉協議会に登録しているグループ、NPO法人など）
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	①ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 ②ボランティア活動の結果に起因する事故 但し、本保険の対象外となるボランティア活動がある。海難救助や山岳救助、銃器を使用する害獣駆除などの危険を伴うボランティア、学校の管理下など。 詳細は本保険募集パンフレットを参照 <a href="http://www.tokyo-fk.com/volunteer/document/V1-volunteer2020.pdf">http://www.tokyo-fk.com/volunteer/document/V1-volunteer2020.pdf</a>
		その他賠償	①ボランティア活動中に発生した事故 ②ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 ③傷害補償
		免責事項	保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任 ○核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する損害賠償責任 その他多数条項あり。詳細は本保険募集パンフレットを参照 <a href="http://www.tokyo-fk.com/volunteer/document/V1-volunteer2020.pdf">http://www.tokyo-fk.com/volunteer/document/V1-volunteer2020.pdf</a>
		保険金額	身体障害・財物損壊および人格権侵害 1事故につき5億円
		賠償保険のみ記載	
免責金額	無し		
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	賠償責任保険部分のみでの算出は不能。 ボランティア保険としての年間保険料は300円～700円

<sup>39</sup> 個人賠償責任保険（各保険会社ウェブサイト）をもとに NTT データ経営研究所にて作成

<sup>40</sup> 令和2年度ボランティア保険のご案内（東京都社会福祉協議会ウェブサイト）をもとに NTT データ経営研究所にて作成

### 3-3 米国

#### <概観>

米国の損害保険は、保険支払い対象、免責事由などが州ごとに異なることが普通であり、日本のように、標準的な補償内容などが示されることはない。さらに、General liability といつて、PL 以外の法律上の賠償責任（例えば施設所有・管理に伴うもの、受託物に対するものなど）をセットして包括補償する保険が主力となっている（実例は Appendix 参照）。

図 15 代表的な PL 保険（米国）

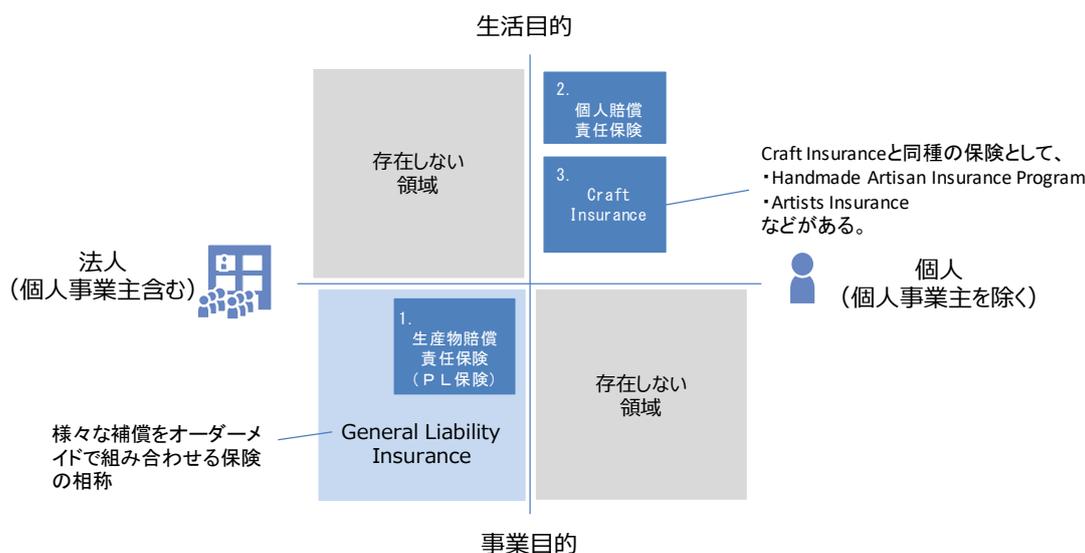


図 16 PL 保険（生産物賠償責任保険）<sup>41</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1 保険の整備状況	サービス開始時期	不明（調査したが解明できず。ただし、1957年に日本が導入した賠償責任保険制度が米国に範をとったことから、少なくともこれ以前に成立したものである。	
	サービス提供者	保険会社	
2-2 保険の加入対象者	個人	×	
	企業	Oメーカー、ディストリビューター、卸売業者、輸入業者	
	団体	不明（明記されていない）	
2-3 保険のカバー範囲	製造物責任	基本は身体傷害、財物損壊、法的対応コストの3種類だが、契約単位のカスタムメイドとなっている。 （保険会社、ブローカーのHPのいずれにも明示されていない。米国では企業活動におけるリスクをGeneral liabilityとしてProduct liabilityをセットして引き受けているという背景がある。 General liabilityはPL以外、例えば施設所有・管理にかかわる事故や債務不履行なども対象としているため、引受保険会社は加入希望者（社）の業務を過不足なく把握してから必要な補償を組み立てるというプロセスを踏んでいる。また、賠償責任の根拠たる法律も州ごとに異なるという背景もあるため、補償内容を一律で、あるいは例として示すことが困難だと推察される。	
	その他賠償		
	免責事項		
	保険金額		
	免責金額		
2-4 保険料の算出方法	保険料算出根拠	業種・事業規模（売上）・事業所所在地など（保険会社、ブローカーの保険引受照会入力画面から推定）	

<sup>41</sup> Insurance for Business and Enterprises (American International Group ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて作成

図 17 Personal liability Coverage（個人賠償責任保険）<sup>42</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	不明（調査したが解明できず。ただし、1957年に日本が導入した賠償責任保険制度が米国に範をとったことから、少なくともこれ以前に成立したものである。
		サービス提供者	保険会社
2-2	保険の加入対象者	個人	○（加入者個人とその家族）
		企業	×
		団体	×
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	自動車保険、住宅保険に加えて船舶やレクリエーション用の車両（バギーなど）の保険に特約として付帯される。 身体傷害、名誉棄損、プライバシーの侵害の他、自己の居住する賃貸住宅の損壊などを担保する。本人だけでなく同居する三親等内の親族の賠償責任も補償する。 それぞれの保険金額や免責金額については明示されていない。
		その他賠償	
		免責事項	
		保険金額	
		免責金額	
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	不明（住所が保険料算出要素になるのは、州によって保険料割引が適用されるとホームページ上になるため間違いがない） 保険料見積もりは代理店あるいはブローカーに個別照会となっている。

図 18 Craft Insurance（クラフト保険）<sup>43</sup>

評価項目		説明		
仕様書上の項目	詳細			
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	不明	
		サービス提供者	保険会社	
2-2	保険の加入対象者	個人	×	
		企業	○（個人事業主）	
		団体	×	
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	一般賠償として補償（General liability） セット可能なのは以下 ・労災補償・事業中断・運送保険・メディア責任（風評被害）・商用不動産（什器・備品の損害）・健康保険	
		その他賠償		
		免責事項		不明（ブローカーに個別照会となっている）
		保険金額		
		免責金額		
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	General liabilityのみ：39\$/年～ （詳細はブローカーに個別照会となっている）	

<sup>42</sup> Personal Liability Coverage (Liberty Mutual Insurance Company ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて作成

<sup>43</sup> Insurance for Artists & Writers (Coverwallet ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて作成

### 3-4 英国

<概観>

英国の PL 保険は Public liability と呼称するものと、Product liability と呼称するものが存在している。複数保険会社の担保内容を比較した結果、Public liability は米国の General liability と同等で、PL を含む包括補償であることが判明した。PL 保険単体として調査できないものは Public liability の中の PL 補償項目として切り出して評価した（実例は Appendix 参照）。

図 19 代表的な保険（英国）

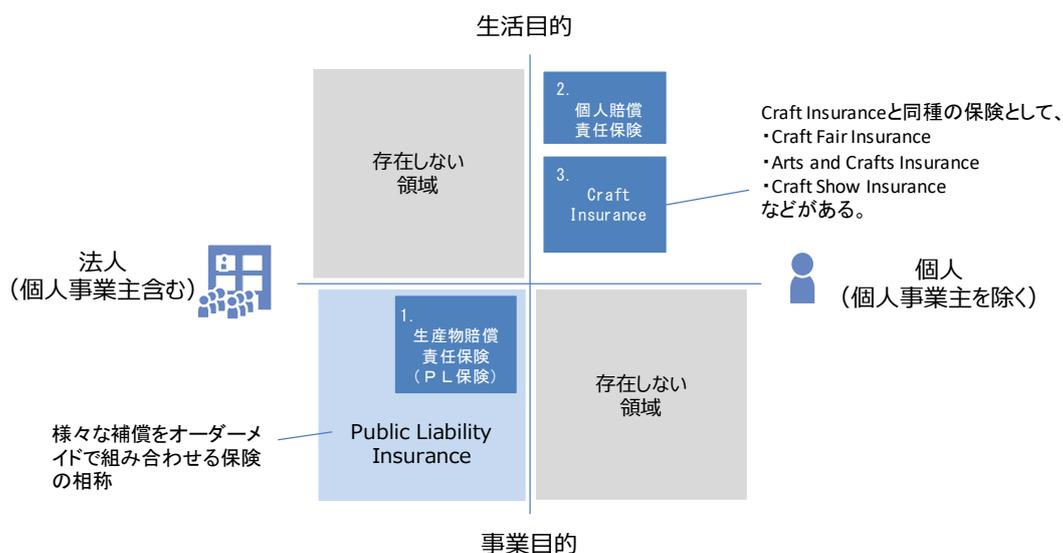


図 20 PL 保険（生産物賠償責任保険）<sup>44</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1 保険の整備状況	サービス開始時期	不明	
	サービス提供者	保険会社	
2-2 保険の加入対象者	個人	×	
	企業	○メーカー、ディストリビューター、小売り業者など	
	団体	不明（明記されていない）	
2-3 保険のカバー範囲	製造物責任	基本は身体傷害、財物損壊、法的対応コストの3種類だが、契約単位のカスタムメイドとなっている。 （保険会社、プロカーのHPのいずれにも明示されていない。英国では企業活動におけるリスクをPublic liabilityとしてProduct liabilityをセットして引き受けているという背景がある。 Public liabilityはPL以外、例えば施設所有・管理にかかわる事故や債務不履行なども対象としているため、引受保険会社は加入希望者（社）の業務を過不足なく把握してから必要な補償を組み立てるといったプロセスを踏んでいる。また、賠償責任の根拠たる法律も州ごとに異なるという背景もあるため、補償内容を一律で、あるいは例として示すことが困難だと推察される。	
	その他賠償		
	免責事項		
	免責金額		
2-4 保険料の算出方法	保険料算出根拠	業種、事業規模、従業員数、事業形態（会社、個人、LLPなど）、創業年など（AVIVA社見積もりサイトより） ただし、保険会社の定める業種では個別照会となっている。	

<sup>44</sup> Business insurance (Aviva Insurance Services UK ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて作成

図 21 個人賠償責任保険<sup>45</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	不明（調査したが解明できず。ただし、1957年に日本が導入した賠償責任保険制度が米国に範をとったことから、少なくともこれ以前に成立したものである。
		サービス提供者	保険会社
2-2	保険の加入対象者	個人	○（加入者個人とその家族）
		企業	×
		団体	×
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	自動車保険、住宅保険に加えて船舶やレクリエーション用の車両（バギーなど）の保険に特約として付帯される。身体傷害、名誉棄損、プライバシーの侵害の他、自己の居住する賃貸住宅の損壊などを担保する。本人だけでなく同居する三親等内の親族の賠償責任も補償する。それぞれの保険金額や免責金額については明示されていない。
		その他賠償	
		免責事項	
		保険金額	
		免責金額	
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	不明（住所が保険料算出要素になるのは、州によって保険料割引が適用されるとホームページ上になるため間違いない） 保険料見積もりは代理店あるいはブローカーに個別照会となっている。

図 22 Craft Insurance<sup>46</sup>

評価項目		説明		
仕様書上の項目	詳細			
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	不明	
		サービス提供者	保険会社	
2-2	保険の加入対象者	個人	×	
		企業	○（個人事業主～スモールビジネスまで）	
		団体	×	
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	対象となるクラフト製品について、英国、アイルランド内における展示会、トレードショー、ファーマーズマーケットにおけるPublic liabilityを補償する。（PL責任である身体傷害、財物損壊、法的対応のほか、製造物責任、施設所有・管理責任などを包括的に補償する）	
		その他賠償		
		免責事項		不明（ブローカーに個別照会となっている）
		保険金額		
		免責金額		
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	不明（ブローカーに個別照会）	

<sup>45</sup> Personal liability insurance in the UK (Abobattoo Life ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて作成

<sup>46</sup> Insurance for Crafters, by Crafters (CraftCover ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて作成

### 3-5 韓国

<概観>

韓国ではPL保険と個人賠償保険を検出することができたが、米英の Craft Insurance や日本のフリーランス協会損害賠償責任保険に該当する保険は検知できなかった。代表的なPL保険について、図22のとおり整理した。

図23 代表的な保険（韓国）

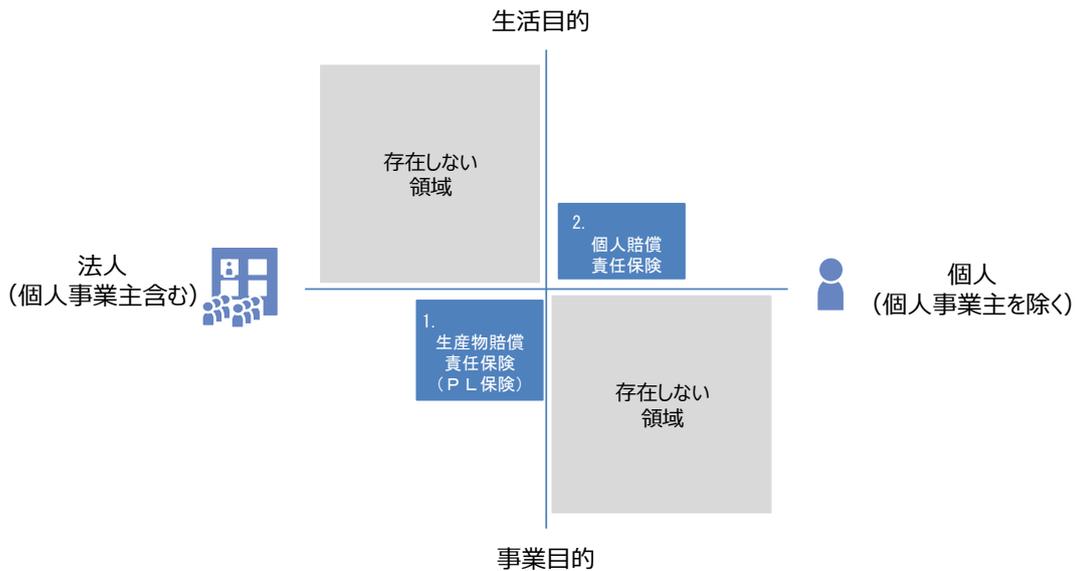


図24 生産物賠償責任保険<sup>47</sup>

評価項目名			説明
仕様書上の項目	詳細		
2-1 保険の整備状況	サービス開始時期	不明	
	サービス提供者	保険会社	
2-2 保険の加入対象者	個人	×	
	企業	○製造者（OEM供給元含む）、自分名義の販売商人（百貨店など）、部品製造・供給業者、組立業者、輸入業者、輸出業者、販売業者、建築業者、施設設置/修理業者など	
	団体	不明（明記されていない）	
2-3 保険のカバー範囲	製造物責任	製造・販売・供給した製品について、製品の欠陥に起因する事故の損害保障、事故発生後に支払われた損害賠償責任と訴訟費用を保証する。	
	その他賠償	無し	
	免責事項	不明（開示されていない。契約ごとに設定していると思われる）	
	保険金額		
	免責金額		
2-4 保険料の算出方法	保険料算出根拠	不明（開示されていない）	

<sup>47</sup> 생산물배상책임보험（生産物賠償責任保険）（各保険会社ウェブサイト）をもとに NTT データ経営研究所にて作成

図 25 個人賠償責任保険<sup>48</sup>

評価項目		説明	
仕様書上の項目	詳細		
2-1	保険の整備状況	サービス開始時期	不明
		サービス提供者	保険会社
2-2	保険の加入対象者	個人	○
		企業	×
		団体	×
2-3	保険のカバー範囲	製造物責任	サムスン火災の「家庭総合保険」にて、本人と利用規約に定められた家族の日常生活と保険証券に記載され、住宅の所有、使用または管理に起因する事故で他人の身体の被害（対人）または財物の損害（対物）の法律上の賠償責任を負担することにより、着損害が発生した場合補償する。 なお、個人賠償責任保険単体での販売は見つからなかった（保険会社のHP上で、信頼性が不明のHP上では単体販売をうかがわせる記述もあった <a href="https://www.korea4expats.com/article-insurance-coverage.html">https://www.korea4expats.com/article-insurance-coverage.html</a> )
		その他賠償	なし
		免責事項	不明
		保険金額	1億ウォン
		免責金額	対人：なし 対物：20万ウォン
2-4	保険料の算出方法	保険料算出根拠	不明

<sup>48</sup> 무배당 삼성화재 가정종합보험（家庭総合保険）（Samsung Fire & Marine Insurance ウェブサイト）をもとに NTT データ経営研究所にて作成

## 4. デジタルファブリケーター・プロシューマに親和性のある保険

### 4-1 単なる消費者でなく、企業でもない新たな生活者

既存の保険は企業向け・個人向けで設計されている。個人（特に日本では）は消費者として位置付けられており、サービスの結果や自ら作ったモノの PL 賠償責任を負うとは考えられていなかったためである。

本調査におけるデジタルファブリケーター、プロシューマは単なる消費者ではなくモノを生産する生活者という新たな存在である。

### 4-2 隙間を埋める新たな PL 保険

デジタルファブリケーター、プロシューマ向け保険を標榜しているわけではないが、日本のフリーランス保険、英米の Craft 保険はモノを生産する生活者にフォーカスしているという点で、デジタルファブリケーター、プロシューマに親和性があると考えられる。ここでは簡潔に両保険の特徴を記述する。

#### 【フリーランス保険】

- ① フリーランス協会への加入で保険が自動付帯となるのは、リスク回避・低減策を万全としない個人事業主に対して、保険の加入漏れを防止することに繋がりをえる。
- ② 業種区分が作る「モノ」になっており、作る「プロセス」に依存していない。これはデジタルファブリケーションが保険加入可否、あるいは保険料率決定の要素にならないことを意味している。

#### 【Craft 保険】

- ① 個人事業～スモールビジネスを対象としている。職種を細分化することで契約事務の簡素化や逆選択によるリスクをコントロールするだけでなく、展示会のみを対象とするなど、保有リスクのコントロールを厳密に行っている。
- ② 本保険への加入を展示会への出展条件としていることが多い。これは、展示会での事故の責任の所在を明確にする、即ち主催者の責任の回避だと想定される。

いずれもデジタルファブリケーター、プロシューマに現時点で親和性のある保険と考えられる。

## 5. PL 保険まとめ

### 5-1 日本

#### <概説>

日本の PL 保険は 3D プリンタをはじめとするデジタルファブリケーションの製造物責任も担保している。

- ① 現時点ではデジタルファブリケーションというカテゴリに向けた PL 保険は存在しない。
- ② PL 保険は事業者向け・個人向けにわかれている。その区分は保険加入（希望）者が「個人であっても自身を事業者であると認識しているかどうか」にある。
- ③ 事業者であるか否かの保険上の識別は保険の対象となる行為の反復継続性にある。当該事業における製造物の流通が有償・無償であるか、および営利・非営利であるかは問わない。

#### <留意点>

- ① 個人向けの賠償責任保険を単品（独立商品）として販売している保険会社は少数。多くの保険会社は自動車保険や傷害保険、火災保険の「付帯特約」として売っている。これは逆選択と言われる「リスクを持つ者が進んで（保険金目的で）保険に加入する」ことを排除するためである。
- ② 現行の PL 保険は作るプロセスではなく、作られるモノあるいは提供するサービスの種類・性質でリスクが区分されている。3D プリンタによる製造物については、フィラメントの材質に着目して「プラスチック製品製造」「金属部品製造」などの区分がみなし適用されている。なお、保険会社が保険を引き受ける際、特にリスクが高い業種や製造物についてはアンダーライティングとあって、引受時に保険金額を制限する・不担保条項を設ける・免責金額を設定する、などの対策を行うことがある。デジタルファブリケーションが成熟するまでは、これら対象に一層の留意が必要と思われる。

図 26 慎重なアンダーライティングを要するリスク<sup>49</sup>

	リスク	説明
1	北米リスク	北米ではPL訴訟が多発しており損害賠償責任額や訴訟費用も高額です。また懲罰的賠償などの特殊なリスクも存在するため慎重な対応が必要です。
2	医薬品・医療機器	甚大な身体障害クレームに直結する可能性がある製品であり、リスクが高いと言えます。被害者が多数になり、損害額が高額になる可能性もあります。欠陥が発覚するまでに長い期間が経過するケースも多く、損害が蓄積していくリスクのため、損害賠償請求ベースで引き受けず。
3	アスベスト関連製品	アスベストの吸引と肺がんの発生率には因果関係があるといわれており、世界的にアスベストに起因するPLリスクが多発しています。
4	治験等の臨床試験	新薬や効能追加を対象とするため、個々の薬の性質、治験の内容等、リスクについて詳細を慎重に見極める必要があります。
5	人体保護用具	ヘルメット、救命具、チャイルドシートなどの人体保護用具は身体障害のリスクが高いといえます。
6	機械装置の整備・修理	製造ラインの整備・修理は、事故時に隣接する稼働設備が不稼働となり巨額の間接損害（利益損害）を発生させる可能性があるため、慎重な対応が必要です。
7	生産物自体の損害	民法第566条、第570条に規定する瑕疵担保責任に該当します。瑕疵保証責任保険にて引受を検討するリスクです。

#### <課題>

デジタルファブリケーションの作り手に対しての保険加入のインセンティブや加入しやすさという環境が必ずしも整っているとはいえない。以下が主な理由である。

- ① 損害保険の性質。入りやすい環境を整えると先に述べた逆選択を招くことになりかねない。保険会社としては「リスク転嫁されやすい（保険金支払いが増加する）」環境を作ることは収益にかかわるため抵抗がある。
- ② 一方で、保険事業の安定性を左右する要素である「大数の法則」を成立させるためには保険の加入者を一定以上確保する必要がある。

逆選択を排除しつつ、加入者を確保する手法として、同じリスクを持つもののコミュニティを形成し、コミュニティを契約者とする保険制度を設けることが行われている。これらコミュニティではコミュニティへの加入が保険の加入条件、あるいはコミュニティへ加入すると保険が自動付帯される仕組みとなっている。代表事例としては商工会議所の会員向け保険やフリーランス向けの保険制度がある。

## 5-2 海外

#### <概説>

米国・欧州のPL保険も日本と同様にデジタルファブリケーションを担保している。

- ① 現時点ではデジタルファブリケーションというカテゴリーに向けたPL保険は存在しない。
- ② PL保険は事業者向け・個人向けとなっている。個人向けにはビジネス賠償保険、クラフト（手工芸品）の製造・販売や展示会にかかわる賠償保険、美容および健康食品の製造や販売にかかわる賠償保険という具合に、そのバリエーションが豊富である。

<sup>49</sup> アンダーライティングⅡ（2012年）P.98より抜粋

このバリエーションの存在は日本の PL 保険と大きく異なる特徴的なところであるが、欧米のリスクリテラシーに起因しているものと思われる。生産物の対象を手作り石鹸や化粧品と限定する、仕事の結果を女優、ダンサーなどと限定しているのは加入者にとってわかりやすくするという目的と、保険会社にとっての保有リスクを限定するという目的があると思われる。

- ③ 日本と同様に、有償・無償であるか、および営利・非営利であるかは問わない。また、オーダーメイド型の PL 保険が存在する。web ページから取り扱いブローカーあるいは保険会社に職業や製造するもの、請負金額や販売価格、販売個数などリスクレベルにかかわる情報を提供し、保険会社がこのリスクレベルを判定して免責事項（保険金が支払われない場合、免責金額、保険金額を設定した上、保険約款を作成する。

### 5-3 まとめ

- 日本・海外とも、デジタルファブリケーションは現状の PL 保険で担保可能。
  - 正確にはデジタルファブリケーションによる製造物を保険の補償対象外として明示しているものはない。
- PL 保険の「補償の傘の下」のポジションを維持するには、デジタルファブリケーションによる製造物の安全性を向上し続ける仕組み・取組みが必要。具体例を以下に示す。

① 作り手・生活者双方のリスクリテラシーの啓発：

保険の損害率（収入保険料に対する支払い保険金）が高止まりになると、収益性の観点から保険会社は保険料率の見直し（値上げ）や、免責金額の増額、保険金額の制限、保険金支払いの対象となる事故を限定するなどの対策を行う。

これらは加入者にとっての不利益となるため保険加入のインセンティブを低減させることにつながる。デジタルファブリケーションによる製造物の安全性を確保するためにはデジタルファブリケーター、ユーザたる生活者双方に対して、デジタルファブリケーションによる製造物を安全に使うための使用上の注意点をまとめたガイドブックの配布や動画配信、あるいは研修などが有効であろう。

② 安全性の見える化：

製造物の構造・形状・サイズごとの強度を維持できるような CAD アプリの導入や、3D プリンタ側（制御する PC）での安全性チェックも技術的には可能であろう。これらアプリやプロセスを経て流通したものには安全性を保証するラベルが貼り付けられる、PL 保険が自動付帯されるなどの仕組みづくりと運営がファブ社会の健全な発達を促進するものと思われる。

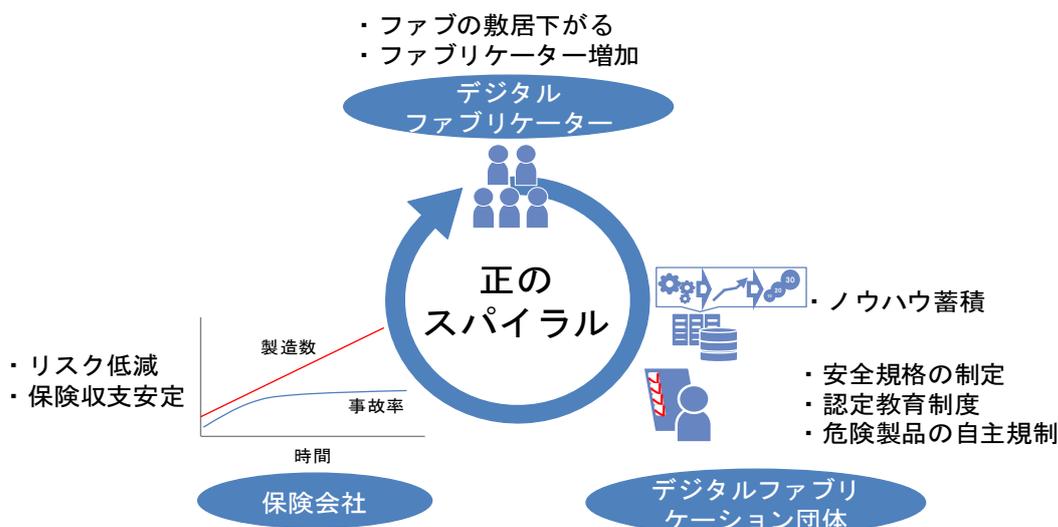
## 第4章 まとめ

今後デジタルファブリケーションの発展とともに、反復継続して製造し、その製造物を広範囲に有償販売するデジタルファブリケーターが出現・増加していく可能性がある。その状態に至ったデジタルファブリケーターは、本調査対象国のいずれにおいても製造物責任法の欠陥責任の対象となり得る。しかし、消費者によるデジタルファブリケーションの特性の一般的な理解をベースとした上で、試作品段階的な製品の販売範囲の限定、適切な指示・警告を付すことによって、過度な安全性期待水準ではなく、妥当な安全性期待水準にて判断される可能性もある。保険については、黎明期にあるデジタルファブリケーションは、伝統的な製造方法と分けてリスクを考慮される段階になく、また将来に渡って製造物の事故の発生規模や確率を抑え続けることで、今後も一般的な保険や、小規模製造者向けの保険のカバー範囲に収まり続けるものと思われる。

このように、デジタルファブリケーションは現行の法律および保険の制度下でも製造と供給の態様に見合ったリスク負担にて製造活動を行うことは可能である。しかし、法律と保険はいずれも業務性が曖昧な領域を中心に積極的にモノづくりを行い、ふとしたきっかけで急成長するデジタルファブリケーターの出現を予定しておらず、製造者の責任範囲や、加入すべき保険や支払いの予見性の面では不足している面も明らかとなった。

この予見性の不足がイノベーションの阻害要因とならないためには、コミュニティ全体による教育、啓蒙を含めた安全性対策の進展とその可視化や客観性が重要であると思われる。例えば、デジタルファブリケーションのコミュニティでのノウハウの蓄積によって安全規格や教育制度を成立させ、これらによって保険収支が予見性をもって安定することで保険の安定供給が約束され、これによってファブの敷居が下がってデジタルファブリケーターが増加するという「正のスパイラル（仮説）」が望まれる。

図 27 正のスパイラル（当社仮説）



しかし、「正のスパイラル」が成立したとしても、PL 保険の加入はデジタルファブリーケーターの意思に依存することになる。無保険となる可能性のあるケースと、これを防止するための策を以下に示す。

図 28 デジタルファブリーケーターへの 3 ルート

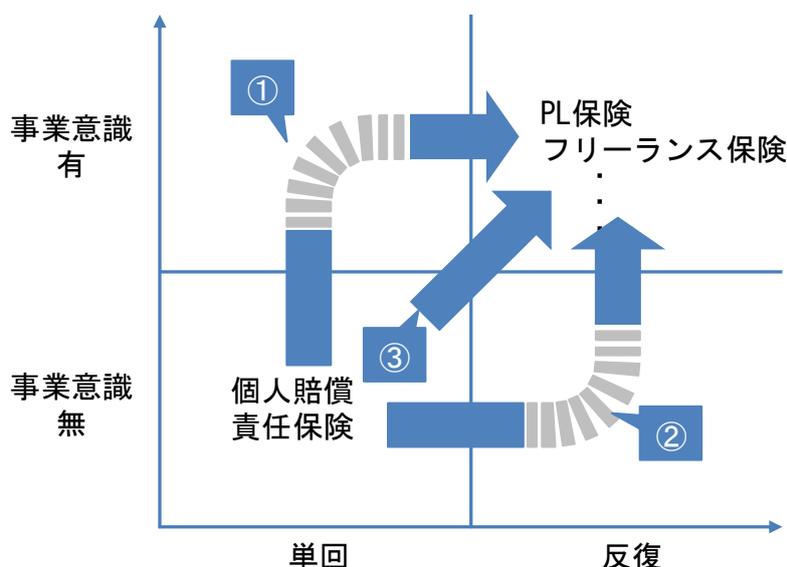


図 28 は横軸が反復継続性を示し、縦軸は事業意識の有無を示している。この組み合わせによって、個人の行為が事業に該当するか否かと、該当する保険の存否を表すことができる。3 ルートをそれぞれ説明する。

① 個人がデジタルファブリーケーターになることを意識したケース

製造を反復する前に、個人事業主としてのデジタルファブリーケーターになることを意識した場合は、PL 保険やフリーランス保険に加入するという意識形成とその費用がハードルになる。

② 個人がデジタルファブリーケーターになることを意識せず反復製造してしまうケース

この場合は①と異なり、事業に該当するという意識もないため、保険加入の意識も費用負担の意識もないことが想定される。無保険になる可能性が高い。

③ 上述した①②の問題を解消するアプローチ

何らかの保険に入っていれば、デジタルファブリーケーターが事業性を帯びたときに自動的に補償されるという仕組みである。以下のとおり、デジタルファブリーケーターの PL 保険未加入を防止・抑止する手立てを考えた（保険技術としての実現可能性を必ずしも保証するものではないことに留意されたい）。

<3Dプリンタ自体へのPL保険付帯>

損害保険には「商品付帯契約」という手法がある。販売されるものに保険を付けるというもので、現実にもランドセルに付帯する交通傷害保険、ライターや玩具などに付帯するPL保険が存在する。これと同じく、3DプリンタにPL保険を付けるという考え方である。反復継続性については、例えば3Dプリンタを操作するソフトウェアで回数をカウントして保険料に反映させるなども可能と考えられるが、オフラインで動作させることや複数人による3Dプリンタ利用もあると思われるため、1回目事故のみを対象とし、万一事故が発生した場合は、その規模に応じて個人賠償責任やPL保険、フリーランス保険の加入を進めるという手法である。

<3Dプリンタ使用状況に応じたデジタルファブリケーターへの注意喚起>

例えば、3Dプリンタの操作をオンライン化し、作る物の種類や個数に応じたPL保険の提案を行うような仕組みである。自分自身のため、あるいは、プロシューマ間取引で保険不要というような場合は加入を必須とするものではないが、デジタルファブリケーターにリスクと保険加入を意識させるには有効な手立てと思われる。

実際には3Dプリンタメーカーや販売店、保険会社や保険販売代理店がビジネスとして成り立つか、逆選択排除や保険金額の適正化など、様々な検討が必要であるが、一案として参照されたい。

## おわりに

本報告書は法律専門家および保険業界関係者の方々のご厚意による協力のもと取りまとめることができた。ここに深く感謝を述べたい。

本調査は、法的な責任の所在や保険の担保について調査したものであり、不幸にして製品事故が起こってしまった場合の対応を想定したものとなっている。しかし、調査内容からも明らかなように製品事故が起きないように未然に工夫・配慮・検討をすることが、法律上の責任の面からも保険の成立の面からも重要である。事故を起こさないことこそが、社会コストを最も減らすことであり、イノベーションを促進すると思われる。本調査が製品事故の未然防止の大切さを示す、1つの視点となることを願うものである。

## Appendix

### 1. 米国 : General Liability Insurance と Product Liability Insurance

米国は PL 保険+施設賠償+火災保険など、複数の補償をテーラーメイドでセットする General Liability Insurance と呼ばれる保険が主流である。

図 29 General Liability Insurance<sup>50</sup>

## General Liability

### For Companies Domiciled Outside of North America

We offer General and Product Liability insurance to domestic and international companies based outside the U.S. or Canada that recognize the value of robust enterprise risk management. Based in major markets around the globe, our general liability teams are empowered to underwrite a wide range of industries and occupations.

#### COVERAGE

Our coverage includes standard to tailor-made products from domestic solutions to complex Global Programs, from Facilities to major Captive deals:

- ✓ General and Product Liability Insurance
- ✓ Product Recall and Product Tampering Insurance
- ✓ Errors & Omissions Insurance
- ✓ Environmental Insurance
- ✓ We allocate capacity in line with our industry specific appetite
- ✓ Lead or Follow policies on International Primary & Excess Programs

「General Liability」という商品の中に PLが含まれている

<sup>50</sup> General Liability (AXA XL ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて編集

## 2. 英国 : Public Liability Insurance と Product Liability Insurance

英国は PL 保険＋施設賠償＋火災保険など、複数の補償をテーラーメイドでセットする Public Liability Insurance と呼ばれる保険が主流である。

図 30 Public Liability Insurance<sup>51</sup>

### What does Public Liability Insurance cover?

Our insurance could help protect your business against claims from members of the public.

Category	Item	Description
Covered	<b>Legal expenses</b>	If you have to attend court or pay legal fees
	<b>Property damage</b>	Accidental damage to someone else's property
	<b>Injury</b>	Accidental injury to clients or members of the public
Included	<b>Legal expenses</b>	We'll cover legal defence fees including any compensation you owe, and if you need to attend court we'll pay up to £500 per day
	<b>Accidental damage cover</b>	You'll get accidental damage cover for employees and visitors – including vehicles and belongings
Included	<b>Injury cover</b>	We'll provide injury cover for working partners if your business is a partnership
	<b>Flexible cover options</b>	Choose from £1m, £2m and £5m cover to suit your contract or trade
<b>For specific trades, you'll also get:</b>		
Included	<b>Hairdressers Liability</b>	We'll cover you if your client has suffered hair or scalp damage due to a treatment
	<b>Products Liability</b>	Cover if a product you make or supply causes accidental injury to someone or damages their property
Not Included	<b>Injury cover for employees</b>	We can't cover your employees for injuries – for that, you'll need <a href="#">Employers' Liability Insurance</a>
	<b>Repair or damage costs</b>	To a product you supplied or work you completed, including the cost of removing or replacing it (also includes work completed on your behalf)
	<b>Payment of fines and penalties</b>	We can't pay for fines and penalties
	<b>Environmental issues</b>	Any damage that occurs from pollution or contamination, or any asbestos-related claims

Public Liability Insuranceの中に、オプションとしてPLが含まれている例

<sup>51</sup> Public Liability Insurance (Aviva ウェブサイト) をもとに NTT データ経営研究所にて編集



製造物責任（PL）に拘わる  
国内外の法規制と保険サービスに関する調査  
報告書

令和2年（2020年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
情報未来イノベーション本部